

DISCLOSURE 2015

横浜中央信用組合の現況

未来への思いに応えます



YOKOHAMA CHUO

横浜中央信用組合

YOKOHAMA CHUO SHINKUMI DISCLOSURE 2015

当組合の概要

平成 27 年 3 月 31 日現在

業 種	中小企業等協同組合法に基づく金融機関
本店所在地	神奈川県横浜市中区蓬萊町 2 丁目 3 番地
創 業	昭和 37 年 2 月 28 日
出 資 金	18,936 百万円
預金・積金	136,363 百万円
貸 出 金	101,001 百万円
職 員 数	171 名
店 舗 数	18 店舗
組 合 員 数	28,961 人
営 業 地 区	神奈川県、静岡県、茨城県、千葉県、 福井県、富山県、石川県、長野県、 群馬県、栃木県、新潟県、山梨県



(本店外観)

目次

■ ごあいさつ	2	■ 当組合と地域社会	21
■ 経営理念・経営方針・事業の組織	5	■ 当組合の総代会について	23
■ 沿革・あゆみ	6	■ 総代一覧 / 役員一覧	25
■ 営業地区・店舗一覧 / 自動機器設置状況 ...	7	■ リスク管理体制について	27
■ 業績のご報告	9	■ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢 ...	28
■ 開示債権の状況	11	■ 資料編	33
■ 自己資本の充実状況等について	13	■ 索引	46

ごあいさつ



理事長 呉 龍 夫

皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のご支援を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況を取りまとめた平成 26 年度のディスクロージャー誌を作成しましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

当組合は、平成 26 年 3 月 10 日の中央商銀信用組合とあすなろ信用組合の合併に伴い、金融機能強化法に基づく公的資金及び関係者様、関係諸団体様のご協力により、200 億円余りの資本支援をいただき、新たな組合として再スタートをいたしました。

この公的資金等の資本支援のお蔭で財務基盤の強化が図られ、役職員一丸となって、業容の拡大に努めてまいりました。

その結果、平成 26 年度は、預金残高 1,363 億円、貸出金残高 1,010 億円を達成し、当期純利益 7 億円余りを計上することができ、まだまだ不十分ではありますが普通出資への配当を行うことができるまでになりました。

これもひとえに組合員様、関係者様、関係諸団体様のご支援、ご協力の賜物と、深く感謝申し上げます。

今後も引き続き、健全経営に努め、地域社会の発展に貢献できる金融機関を目指して、役職員一丸となって邁進する所存ですので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 7 月

理事長 呉 龍 夫

飛躍、益々の発展を目指して

横浜中央信用組合は、新たなスタートを切り、皆様のご協力の下、第二期を迎えることが出来ました。今後も、相互扶助の精神に基づき、さらなるサービスの向上と発展を期し、お客様の信頼を第一に職員一丸となって全力を尽くす所存でございます。引き続き変わらぬご愛顧を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。





地域の皆さまと共に

経営理念

感謝

地域の皆様への感謝の心を忘れずに、信頼される組合を目指します。

倫理

地域の皆様の金融機関として、公共的使命と社会的責任を念頭に、法令等遵守態勢の徹底と高い企業倫理を確立します。

共 荣

地域の皆様と共に歩み、地域経済、地域社会の発展に貢献します。

経営方針

変革と結束

I. 重点項目

1. 法令等遵守態勢の充実
2. 信用リスク管理の徹底
3. 優良融資取引先の開拓
4. 中小規模事業者への円滑な資金供給

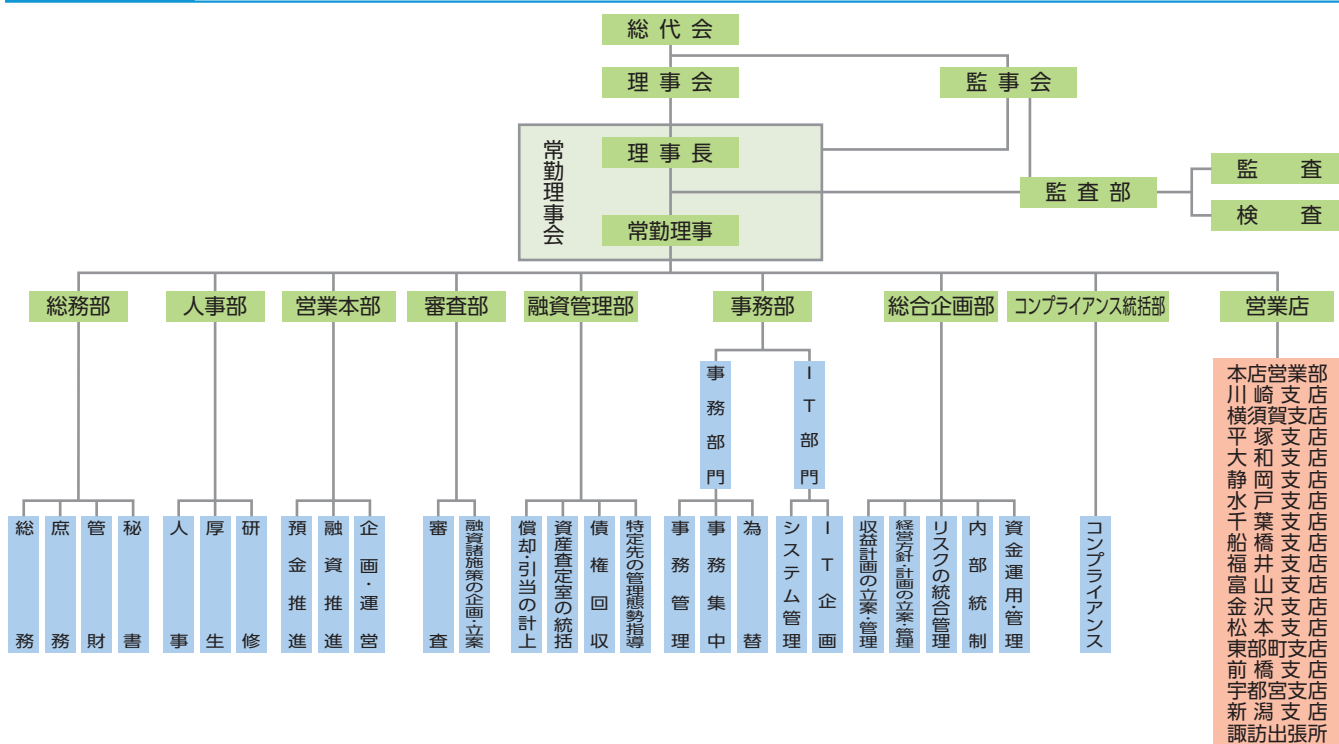
II. 行動方針

1. 相互協力の下、結束して経営課題に取り組む
2. 具体性をもって、ムダ、ムリ、ムラのない業務を遂行する
3. 意思の疎通を図って、風通しの良い職場環境を醸成する

会計監査人の氏名又は名称

監査法人まほろば（平成27年3月末現在）

事業の組織



当組合のあゆみ（沿革）

- 1962 年 3 月 横浜商銀信用組合開業（横浜市神奈川区鶴屋町）
- 1963 年 11 月 川崎支店開店
- 1965 年 4 月 福井商銀信用組合開業（福井市宝永）
- 1965 年 12 月 横須賀支店開店
- 1967 年 9 月 本店ビル竣工移転（現在地）
- 1972 年 3 月 横浜商銀信用組合創立 10 周年記念式典
- 1975 年 8 月 福井商銀信用組合創立 10 周年記念式典
- 1976 年 1 月 長野商銀信用組合開業
- 1977 年 10 月 平塚支店開店
- 1982 年 3 月 横浜商銀信用組合創立 20 周年記念式典
- 1985 年 5 月 福井商銀信用組合創立 20 周年記念式典
- 1985 年 9 月 キャッシュサービス（ATM）開始
- 1992 年 3 月 横浜商銀信用組合創立 30 周年記念式典
- 1993 年 1 月 大和支店開店
- 1994 年 11 月 福井商銀信用組合創立 30 周年記念式典
- 1996 年 1 月 長野商銀信用組合創立 20 周年記念式典
- 1999 年 1 月 旧静岡商銀信用組合事業譲受
- 2000 年 6 月 福井商銀信用組合が旧富山商銀信用組合を事業譲受し、北陸商銀信用組合に改称
- 2001 年 4 月 旧石川商銀信用組合事業譲受
- 2001 年 11 月 長野商銀信用組合、群馬商銀信用組合、栃木商銀信用組合が合併し、
あすなろ信用組合に改称
- 2001 年 12 月 旧茨城商銀信用組合事業譲受
- 2002 年 3 月 あすなろ信用組合が旧新潟商銀信用組合事業譲受
- 2002 年 6 月 旧千葉商銀信用組合事業譲受
- 2004 年 5 月 アイワイバンク（現セブン銀行）との ATM 提携開始
- 2007 年 12 月 横浜商銀信用組合と北陸商銀信用組合が合併し、中央商銀信用組合に改称
- 2009 年 9 月 信組情報サービス㈱「SKC」へ勘定系システム移行
- 2014 年 3 月 中央商銀信用組合とあすなろ信用組合が合併し、横浜中央信用組合に改称
- 2015 年 3 月 「横浜中央会」発足

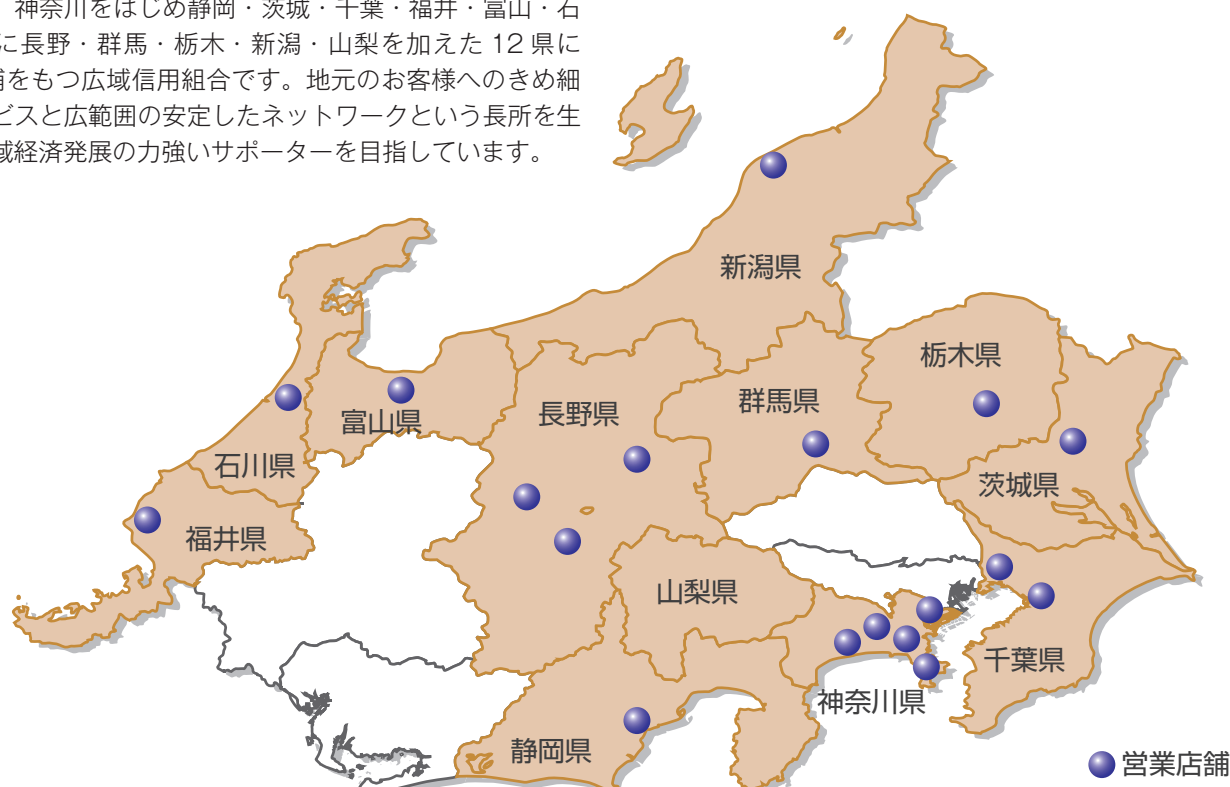
当組合の子会社

該当ありません



営業店舗のご案内

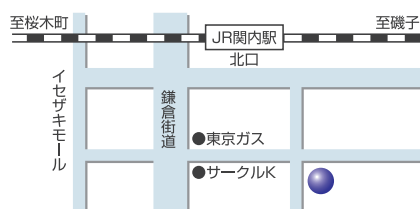
当組合は、神奈川をはじめ静岡・茨城・千葉・福井・富山・石川、さらに長野・群馬・栃木・新潟・山梨を加えた12県に18の店舗をもつ広域信用組合です。地元のお客様へのきめ細かなサービスと広範囲の安定したネットワークという長所を生かし、地域経済発展の力強いサポーターを目指しています。



神奈川県

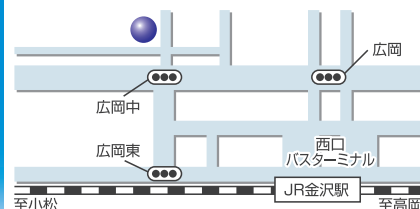
本店

店舗コード：001
〒231-0048
神奈川県横浜市中区
蓬萊町 2-3
TEL (045) 251-6921
FAX (045) 252-6718
自動機器 (ATM)
設置状況：1 台



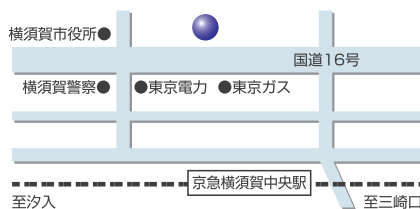
川崎支店

店舗コード：002
〒210-0005
神奈川県川崎市川崎区
東田町 10-35
TEL (044) 244-4961
FAX (044) 244-0351



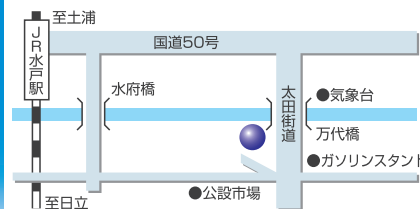
横須賀支店

店舗コード：003
〒238-0006
神奈川県横須賀市
日の出町 1-2-8
TEL (046) 822-6935
FAX (046) 825-0368



平塚支店

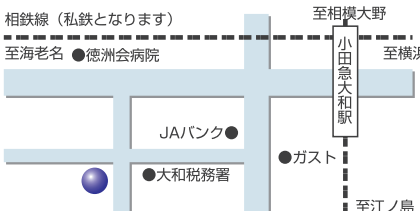
店舗コード：004
〒254-0024
神奈川県平塚市
馬入本町 12-15
TEL (0463) 23-2222
FAX (0463) 23-9931



静岡県

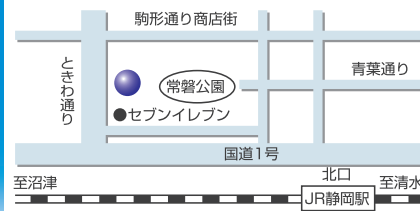
大和支店

店舗コード：007
〒242-0021
神奈川県大和市
中央 5-12-1
TEL (046) 260-0211
FAX (046) 260-0221



静岡支店

店舗コード：009
〒420-0034
静岡県静岡市
葵区常盤町 3-5-12
TEL (054) 255-2295
FAX (054) 255-0504

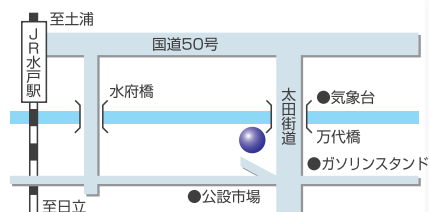


茨城県

水戸支店

店舗コード：012

〒310-0004
茨城県水戸市
青柳町 344-2
TEL (029) 221-2321
FAX (029) 221-2303

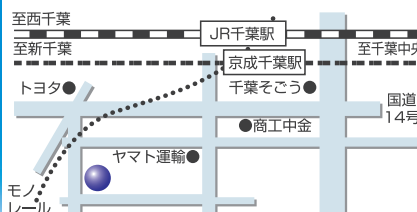


千葉県

千葉支店

店舗コード：014

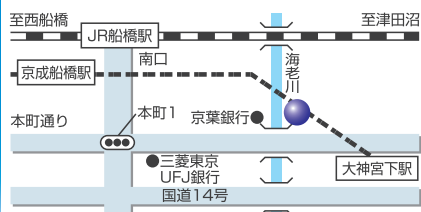
〒260-0027
千葉県千葉市
中央区新田町 13-11
TEL (043) 248-2323
FAX (043) 246-7009



船橋支店

店舗コード：015

〒273-0003
千葉県船橋市
宮本 1-22-13
TEL (047) 424-4841
FAX (047) 424-5564

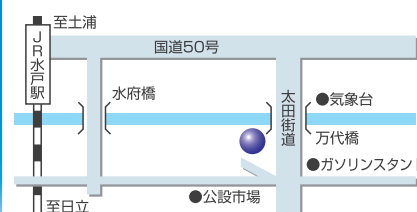


福井県

福井支店

店舗コード：022

〒910-0854
福井県福井市
御幸 4-10-25
TEL (0776) 24-1200
FAX (0776) 27-6818

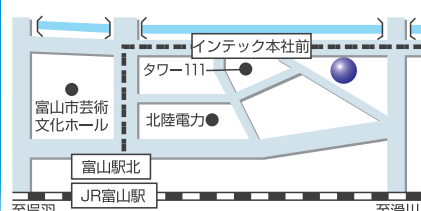


富山県

富山支店

店舗コード：024

〒930-0856
富山県富山市
牛島新町 4-3
TEL (076) 433-2220
FAX (076) 433-2229

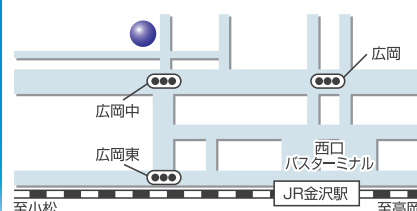


石川県

金沢支店

店舗コード：025

〒920-0031
石川県金沢市
広岡 2-6-26
TEL (076) 221-1267
FAX (076) 221-2045

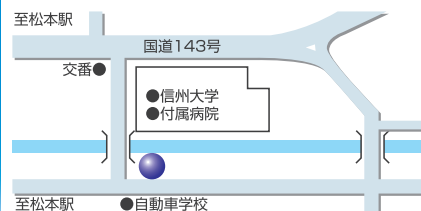


長野県

松本支店

店舗コード：031

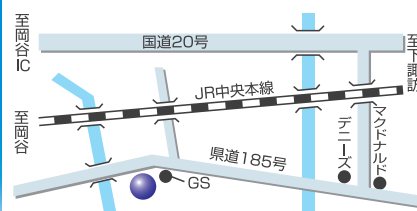
〒390-0803
長野県松本市
元町 3-4-45
TEL (0263) 35-4177
FAX (0263) 35-4325



諏訪出張所

店舗コード：031

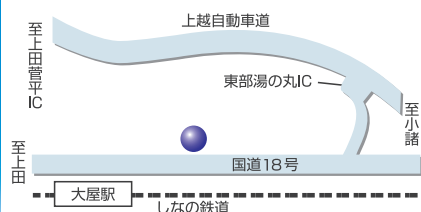
〒394-0081
長野県岡谷市
長地権現町 4-4-1
TEL (0266) 27-1515
FAX (0266) 27-1887



東部町支店

店舗コード：032

〒389-0505
長野県東御市
和 1631-1
TEL (0268) 64-2747
FAX (0268) 64-2798

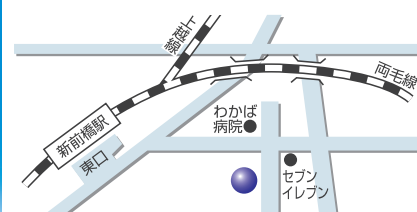


群馬県

前橋支店

店舗コード：035

〒371-0844
群馬県前橋市
古市町 1-5-4
TEL (027) 252-2301
FAX (027) 252-2551

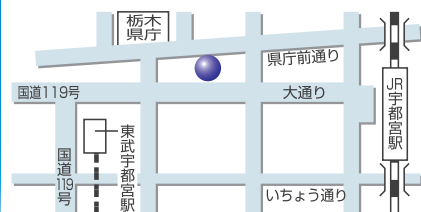


栃木県

宇都宮支店

店舗コード：037

〒320-0027
栃木県宇都宮市
堀田 2-4-2
TEL (028) 625-0221
FAX (028) 625-0224

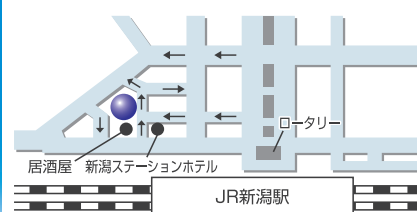


新潟県

新潟支店

店舗コード：038

〒950-0901
新潟県新潟市
中央区弁天 3-2-28
TEL (025) 245-8281
FAX (025) 245-8287



業績のご報告

平成26年度 経営環境・事業概況

平成26年度の日本経済は、金融緩和・成長戦略等による効果が徐々に浸透し、緩やかな回復基調にありました。平成27年度以降も、景気回復が確かなものとなることが期待されております。

こうした経済環境のなか、当組合は、平成26年3月10日に合併し、「横浜中央信用組合」として再スタートしました。合併により広域な営業地域における中小規模事業者等の資金需要に応えることが可能になったことに加えて、将来的に規模拡大によるスケールメリットを最大限に活かした新たな収益基盤の構造が図られるものとなり、積極的な営業推進活動を実施致しました。

その結果、当期純利益は7億1,281万円となり、自己資本比率は国内基準を大きく上回る20.50%となり、資産の健全性は確実に保たれております。

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経 常 収 益	2,122,792	2,538,222	2,047,082	2,126,720	3,481,475
経 常 利 益	△ 337,534	614,643	187,401	△ 6,990,277	735,125
当 期 純 利 益	△ 447,045	177,740	143,439	△ 6,168,883	712,817
預 金 積 金 残 高	74,873,327	75,379,034	75,678,621	114,897,702	136,363,504
貸 出 金 残 高	49,257,513	46,035,680	48,188,649	79,795,503	101,001,483
有 価 証 券 残 高	85,533	4,085,066	2,567,358	53,172	52,345
総 資 産 額	85,030,742	83,673,113	82,906,710	141,095,388	162,281,319
純 資 産 額	1,907,386	2,001,065	2,058,288	20,086,194	20,182,903
自己資本比率(単体)	4.38 %	4.53 %	4.32 %	26.22 %	20.50 %
普 通 出 資 総 額	2,708,236	2,592,860	2,506,394	5,802,323	5,186,215
普通出資総口数	27,082,363 □	25,928,602 □	25,063,942 □	58,023,239 □	51,862,154 □
優 先 出 資 総 額	1,700,000	1,800,000	1,800,000	13,750,000	13,750,000
優先出資総口数	12,000,000 □	13,000,000 □	13,000,000 □	22,250,000 □	22,250,000 □
出資に対する配当金	—	—	—	—	347,720
職 員 数	127 人	124 人	114 人	176 人	171 人

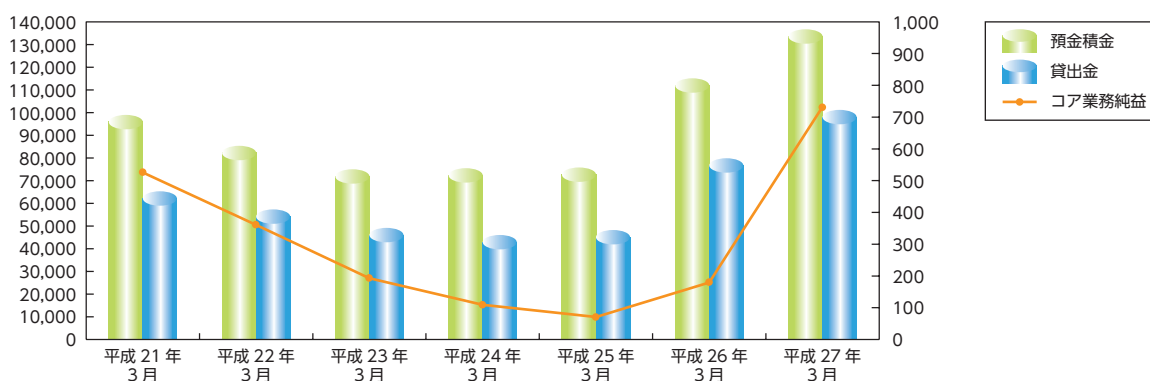
(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」の計数は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

預金積金・貸出金・コア業務純益の推移

(単位：百万円)

区 分	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
預 金 積 金	98,933	85,110	74,873	75,379	75,678	114,897	136,363
貸 出 金	65,066	57,122	49,257	46,035	48,188	79,795	101,001
コア業務純益	526	361	193	109	70	180	730



平成26年度 決算の概要

1. 預金積金

期末の預金残高は前期比 18.68%増加し、1,363 億円となりました。合併日である平成 26 年 3 月 10 日より販売した「合併記念定期預金」が非常に好調であり、またその後販売した定期預金商品「アシスト」、「チャンス」も好調であったことから、前期比 214 億円の大幅な増加となりました。

2. 貸出金

期末貸出金残高は前期比 26.57%増加し、1,010 億円となりました。「経営強化計画」に基づく積極的な資金供給に取組んだことから前期比 212 億円の増加となりました。

3. 収益

貸出金利回は低下しましたが、積極的な融資推進を行ったことから貸出金残高が増加し、資金運用収益は前期比で 1,214 百万円増加の 3,056 百万円となりました。資金調達費用 519 百万円と前期比 194 百万円増加しておりますが、コア業務純益は前期比で 723 百万円増加の 730 百万円となりました。

また、前期不良債権処理（貸倒引当金繰入、貸出金償却）として、予防的引当の目的で十分な引当金の積み増しや償却を行ったことから、今期の不良債権処理費用は少額となり、当期純利益は 712 百万円を計上致しました。

4. 事業の展望及び対処すべき課題

新役員体制の下、安定した経営基盤を築き、引き続き中小規模事業者等への安定的かつ円滑な資金供給を行い、地域経済の発展に貢献していくため、次の事項を重点的に取り組んでまいります。

- 営業態勢の強化による貸出の増強
- 収益力の強化
- 信用コスト削減のための取組強化
- 経営の効率化
- 経営強化計画の確実な履行体制の構築

開示債権の状況

リスク管理債権の状況

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

項 目		残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C) / A
破 綻 先 債 権	平成 25 年度末	2,594	1,111	1,482	100.0
	平成 26 年度末	1,148	792	356	100.0
延 滞 債 権	平成 25 年度末	20,584	10,874	9,228	97.6
	平成 26 年度末	17,844	10,325	7,015	97.1
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権	平成 25 年度末	0	0	0	0.0
	平成 26 年度末	0	0	0	0.0
貸出条件緩和債権	平成 25 年度末	325	26	49	23.2
	平成 26 年度末	442	55	58	25.7
合 計	平成 25 年度末	23,503	12,012	10,760	96.8
	平成 26 年度末	19,435	11,173	7,429	95.7

※百万円未満は切り捨てて表示しております。また少数点第2位以下は切り捨てて表示しております。

(注)

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の理由により、元本又はその他の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者及び手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。
- 「延滞債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の理由により、元本又はその他の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、前記破綻先債権及び経営再建等を図ることを目的として、利息の支払いを猶予したものの以外の貸出金です。
- 「3 ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞先債権及び3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
- 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証等による回収が可能と認められる額です。また3 ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の「担保・保証等 (B)」は、当該債権額と当該債務者の総貸出金額の比率按分により求めております。
- 「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金の対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- 「保全率 (B+C) / (A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
- これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法に基づく開示債権の状況

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) = (B) + (C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A - B)
破産更正債権及び これらに準ずる債権	平成 25 年度末	15,695	7,371	8,323	15,695	100.0	100.0
	平成 26 年度末	11,489	6,471	5,018	11,489	100.0	100.0
危 険 債 権	平成 25 年度末	7,603	4,721	2,393	7,115	93.6	83.0
	平成 26 年度末	7,617	4,751	2,359	7,110	93.3	82.3
要 管 理 債 権	平成 25 年度末	325	26	49	75	23.3	16.5
	平成 26 年度末	442	55	58	114	25.8	15.1
不 良 債 権	平成 25 年度末	23,623	12,119	10,766	22,886	96.9	93.5
	平成 26 年度末	19,550	11,278	7,435	18,714	95.7	89.8
正 常 債 権	平成 25 年度末	56,986					
	平成 26 年度末	82,140					
合 計	平成 25 年度末	80,610					
	平成 26 年度末	101,690					

※百万円未満は切り捨てて表示しております。また少数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

(注)

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、自己査定において、破綻先又は実質破綻先に区分された債権です。(破綻先とは、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻の事実が発生している債務者をいいます。実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、実質的に経営破綻に陥っている債務者をいいます。)
2. 「危険債権」とは、自己査定において、破綻懸念先に区分された債権です。(破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいいます。)
3. 「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する貸出金です。(要注意先とは、貸出条件・履行状況・財務内容等に問題があり、今後の管理に注意を要する債務者といえます。)
4. 「正常債権」とは、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く債権です。
5. 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証等による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

自己資本の充実状況等について

当組合の新 BIS 規制（バーゼルⅢ）対応

早期是正措置（銀行法第 26 条第 1 項に基づく命令）の概要

自己資本比率		是正措置の内容
大手銀行グループ等、海外で業務を行う金融機関	信用組合等、国内で業務を行う金融機関	
8 %以上	4 %以上	経営体質が健全で問題がない金融機関
4 %以上 8 %未満	2 %以上 4 %未満	経営改善計画の作成・実施命令
2 %以上 4 %未満	1 %以上 2 %未満	総資産の圧縮、新規業務の禁止等
0 %以上 2 %未満	0 %以上 1 %未満	大幅な業務の縮小、合併等の実施命令
0 %未満	0 %未満	業務の一部・全部の停止命令

自己資本充実状況（自己資本比率明細）

（単位：千円）

項 目	平成 25 年度	経過措置による不算入額	平成 26 年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	19,561,655		19,310,643	
うち、出資金及び資本剰余金の額	19,561,655		18,945,547	
うち、利益剰余金の額	—		712,817	
うち、外部流出予定額 (△)	—		△ 347,720	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	962,032		1,050,707	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	962,032		1,050,707	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	438,000		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	322,726		290,454	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	21,284,415		20,651,805	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	20,746	—	68,156	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	20,746	—	68,156	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	20,746		68,156	
自己資本				
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	21,263,669		20,583,649	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	76,962,636		95,978,919	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—		—	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	—		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	4,120,939		4,393,738	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	81,083,575		100,372,658	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	26.22%		20.50%	

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 22 号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	横浜中央信用組合	横浜中央信用組合	横浜中央信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資	期限付劣後ローン
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	5,186 百万円	13,759 百万円 ※13,759 百万円のうち、13,750 百万円は優先出資金、9 百万円は資本準備金に計上しております。	—
償還期限（償還日）	—	—	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—	—

自己資本充実に関する事項

(単位：百万円)

	平成 25 年度		平成 26 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	76,962	3,078	95,978	3,839
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	76,962	3,078	95,978	3,839
(i) ソブリン向け	—	—	—	—
(ii) 金融機関向け	12,393	495	12,073	482
(iii) 法人等向け	44,748	1,789	68,493	2,739
(iv) 中小企業等・個人向け	2,023	80	1,813	72
(v) 抵当権付住宅ローン	159	6	150	6
(vi) 不動産取得等事業向け	5,574	222	8,599	343
(vii) 3 カ月以上延滞等	3,403	136	3,473	138
(viii) 出資等	0	0	0	0
出資等のエクスポージャー	0	0	0	0
重要な出資のエクスポージャー	0	0	0	0
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	0	0	0	0
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	0	0	0	0
(xi) その他	8,660	346	1,372	54
②証券化エクスポージャー	—	—	—	0
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	0	0	0
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	0	0	0	0
⑤ CVA リスク相当額を 8 % で除して得た額	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	4,120	164	4,393	175
ハ. 単純総所得所要自己資本額 (イ+ロ)	81,083	3,243	100,372	4,014

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には取立未済手形、信用保証協会等、出資等が含まれております。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しております。

$$\left(\frac{\text{オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法}}{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\% \div \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \right) \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本の額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上の延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティ ブ以外のオフ・バランス 取引		債 券		デリバティブ取引			
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
国 内	142,139	163,332	82,419	105,168	－	－	－	－	13,917	7,001
国 外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地 域 別 合 計	142,139	163,332	82,419	105,168	－	－	－	－	13,917	7,001
製 造 業	1,415	1,529	1,415	1,527	－	－	－	－	593	540
農 業、 林 業	2	1	2	1	－	－	－	－	2	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	2,207	2,698	2,205	2,697	－	－	－	－	606	529
電気、ガス、熱供給、水道業	7	4	7	4	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	994	920	994	920	－	－	－	－	52	12
卸売業、小売業	3,519	3,166	3,518	3,165	－	－	－	－	200	313
金融業、保険業	864	829	863	829	－	－	－	－	95	－
不 動 産 業	21,796	30,158	21,772	30,134	－	－	－	－	4,021	1,096
各種サービス業	39,416	55,985	39,406	55,970	－	－	－	－	5,063	2,227
国・地方公共団体等	67	55	67	54	－	－	－	－	－	－
個 人	11,605	9,360	11,573	9,330	－	－	－	－	3,281	1,991
そ の 他	60,241	58,620	592	531	－	－	－	－	－	289
業 種 別 合 計	142,139	163,332	82,419	105,168	－	－	－	－	13,917	7,001
1 年 以 下	13,215	15,101	13,215	15,099	－	－	－	－		
1 年超 3 年以下	7,046	9,068	7,046	9,065	－	－	－	－		
3 年超 5 年以下	9,700	5,910	9,700	5,908	－	－	－	－		
5 年超 7 年以下	5,857	9,519	5,857	9,515	－	－	－	－		
7 年超 10 年以下	18,454	19,748	18,454	19,743	－	－	－	－		
1 0 年 超	19,538	37,801	19,538	37,790	－	－	－	－		
期間の定めのないもの	68,326	66,181	8,605	8,045	－	－	－	－		
残存期間別合計	142,139	163,332	82,419	105,168	－	－	－	－		

- （注）1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 25 年度	156	1,487	—	599	1,044
	平成 26 年度	1,044	6	—	0	1,050
個別貸倒引当金	平成 25 年度	2,414	13,922	1,195	4,418	10,723
	平成 26 年度	10,723	0	3,271	74	7,377
合 計	平成 25 年度	2,571	15,410	1,195	5,018	11,768
	平成 26 年度	11,768	6	3,271	74	8,428

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
国 内	2,414	10,723	9,031	808	723	3,613	10,723	7,377	1,926	3,552
国 外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地 域 別 合 計	2,414	10,723	9,031	808	723	3,613	10,723	7,377	1,926	3,552
製 造 業	19	662	644	－	2	430	662	231	21	402
農 業、 林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	23	489	471	13	6	467	489	31	19	472
電気、ガス、熱供給、水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	113	342	229	－	－	16	342	326	－	8
卸売業、小売業	－	246	249	72	3	211	246	106	－	221
金融業、保険業	13	24	12	14	－	－	24	39	2	－
不 動 産 業	725	2,039	1,626	338	312	286	2,039	2,088	1,037	246
各 種 サ ー ビ ス	1,071	4,500	3,631	282	201	1,149	4,500	3,381	368	1,089
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	448	2,140	1,887	86	196	1,032	2,140	918	431	1,110
そ の 他	－	278	278	－	－	18	278	253	45	－
合 計	2,414	10,723	9,031	808	723	3,613	10,723	7,377	1,926	3,552

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非上場株式等	491	—	490	—
合 計	491	—	490	—

(注) 1. 上記の出資等エクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。

●子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等
該当ありません。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
該当ありません。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成 25 年度		平成 26 年度	
	格付あり	格付無し	格付あり	格付無し
0	—	6,031	—	4,430
10	—	371	—	415
20	—	61,966	—	60,368
35	—	914	—	758
50	—	6,841	—	7,424
75	—	4,725	—	4,160
100	—	60,240	—	84,660
150	—	1,051	—	1,114
250	—	—	—	—
1,250	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	—	142,139	—	163,332

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	6,442	6,101	—	—	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	5,315	5,375	—	—	—	—
④ 中小企業等・個人向け	630	452	—	—	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	26	6	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	374	103	—	—	—	—
⑦ 3 ヶ月以上延滞等	95	162	—	—	—	—
⑧ 出資等	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑨ その他	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
(注) 2. 上記「保証」には、告示（平成 18 年金融庁告示第 22 号）第 45 条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第 46 条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。
(注) 3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。具体的には信用保証協会等による保証付等が含まれます。

●金利リスクについて

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクであります。

統合的リスク管理方針により、管理体制を定めており、資産・負債を総合管理し運用戦略等の策定・実行に関わる組織として「リスク管理委員会」を設置し、リスクの管理を行う体制としております。

当組合では、SKC ALM システムを導入して、定期的に評価・計測を行い、資産・負債の最適化に向けた対応と金利変動に対するリスク管理を行っております。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

SKC ALM システムを導入して、「金利ラダー方式」により、オンバランスギャップ残高及び金利 1bp 上昇時の現在価値変動額と情報金利ショック下での現在価値変動額の算定を行っております。

- ・ タイル値を求める金利データは、1カ月～12カ月LIBOR、2年～20年はSWAPを使用しております。
- ・ 金利1bp上昇時の計算方法は、「金利1bp上昇時の現在価値変動額＝残高×修正デユレーション÷100」であります。
- ・ 金利ショック幅の計測方法は、5年分の金利差データを基に計算して、1%タイル値と99%タイル値を採用しております。

(単位：百万円)		
	平成25年度	平成26年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益経済価値の増減額	174	141

●派生商品取引及び長期決済間取引について

該当ありません

●証券化取引について

当組合は、証券化取引を行っておりません

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

①中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、中小企業者及び個人のお客様から、貸付の条件変更等に関する申込みがあった場合は、当組合の業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、申込みに至った背景や事情、事業収入に関する将来の見通し、財産その他の状況を総合的に勘案し、貸付の条件を変更させていただくなど、積極的かつ柔軟に対応しております。

②中小企業の経営支援に対する態勢整備

審査部を担当部署として経営支援に取り組んでおり、守秘義務に留意しつつ該当する他金融機関、政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構、中小企業再生支援協議会等間で相互に情報の確認を行なう等連携に努めております。

③中小企業の経営支援に関する取組状況

お客様からの相談や要望に対して、お客様の状況に応じた返済方法の見直しや新規融資を行なうことにより経営支援に取り組んでおります。また、お客様による資金繰り計画や経営改善計画等の策定が困難な場合は、当組合自らが策定に携わることでより経営支援に取り組んでおります。

④地域の活性化に関する取組状況

各営業地区内の民団や婦人会、商工会等の会合や活動に積極的に参加し、情報交換を通じて、ビジネスマッチングや各地域の民団社会等の活性化推進に取り組んでおります。

●経営改善支援の取組み実績

【平成 26 年度（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）】

(単位：先数)

		期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先 α	αのうち期末に債務者区分 が上昇した先数 β	αのうち期末に債務者区分 が変化しなかった先数 γ
正 常 先		652	4	0	4
要注意先	うちその他要注意先	203	64	0	64
	うち要管理先	8	3	0	3
破綻懸念先		106	29	0	29
実質破綻先		309	0	0	0
破 綻 先		105	0	0	0
合 計		1,383	100	0	100

- (注) 1. 期初債務者及び債務者区分は 25 年 4 月当初時点で整理しております。
 2. 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含んでおりません。
 3. βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβには含めておりません。
 4. 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。
 5. 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が当初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しております。
 6. 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。
 7. γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。
 8. みなし正常先については正常先の債務者に計上しております。

●自己資本比率の算出方法について＜BIS 規制と新 BIS 規制（バーゼルⅢ）＞

従来、自己資本比率は、出資金や利益準備金、諸積立金等の自己資本を「分子」として、信用リスク・アセット、即ち、貸出金や株式等の損失が発生する可能性のある資産総額を「分母」として計算をしてきました。

これは、BIS 規制と呼ばれ、わが国では平成 5 年から適用されていますが、近年の金融技術の進展等により、金融機関が抱えるリスクも一段と多様化、複雑化しているところから、平成 19 年 3 月期決算からは、新しい自己資本比率規制、いわゆる新 BIS 規制が導入されました。

新 BIS 規制では、自己資本比率を計算するに際しての「分母」には、信用リスク・アセットに加えて、オペレーショナルリスク相当額を当局が定める 8% で割って得た額を計上することになりました。

オペレーショナルリスクとは、システム障害や不祥事、事務ミス等により損失を被るリスクのことであり、オペレーショナルリスク相当額の計算に当たっては、①基礎的手法②粗利益分配手法③先進的計測手法の 3 つの手法がありますが、当組合では、基礎的手法を採用し、1 年間の粗利益に 15% を乗じた額の直近 3 年間の平均値をオペレーショナルリスク相当額としております。

また、信用リスク・アセットの計算に当たっても、新 BIS 規制では、①標準的手法②基礎的内部格付手法③先進的内部格付手法の 3 つの手法から選択することとなりましたが、当組合では、標準的手法を採用しております。

さらに、標準的手法で、信用リスク・アセットの計算は、資産の項目毎に、所定のリスク・ウェイト、即ち、損失が発生する危険度に応じた掛け目を掛けて、それを合計して求めるわけですが、新 BIS 規制では、この掛け目も見直され、抵当権付き住宅ローンや、残高 1 億円以下の中小企業向け融資の掛け目が減らされる一方で、3 カ月以上支払いが滞っている融資については、引当率に応じて最大 150% まで掛け目が増やされる当、リスクの大小に応じて、よりきめ細かく、信用リスク・アセットを算出することとなりました。

●信用リスクについて

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクであります。

当組合では、個々の融資条件については、営業店の審査後、営業推進部門から独立した審査部において客観的な総合審査を行っております。また、条件内容に応じ「融資に関する決裁権限基準」に基づき常勤理事会で合議するなど適正な審査と相互牽制が働く体制の構築を目指すとともに、貸出資産の健全性確保と安定した収益の確保に取り組んでおります。また自己査定については、営業店等の一次査定後、営業推進部門から独立した自己査定グループが厳正な最終査定を実施し、その査定に基づき適正な償却・引当を実施しております。

債務者の格付けなどを行う信用リスクシステムは現在導入しておりませんが、将来的には導入したいと考えております。

貸倒引当金は、「自己査定規程」及び「償却・引当基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定した計数を計上しております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、当局指定の格付機関のうち、株式会社日本格付研究所（JCR）を使用することとしております。

当組合は、すべての法人向けエクスポージャー（中小企業向けエクスポージャーを除く）に 100% のリスク・ウェイトを適用しております。従いまして、すべての法人向けエクスポージャー以外に該当する金融機関向けエクスポージャー、証券会社向けエクスポージャー、中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー等については、株式会社日本格付研究所（JCR）を使用することとしております。

●信用リスク削減手法について

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業内容、経営者手腕、担保、保証など、様々な角度から総合的に融資判断を行っておりますが、あくまでも担保、保証による保全措置は、補完的な位置付けとして管理しております。

当組合が取扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産、保証人、信用保証協会保証等がありますが、当組合の融資事務取扱規程に基づき適切な事務取扱並びに適正な評価を行っております。また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越の取引に関しまして、お客様が期限の利益を喪失された場合、約定書等の契約により該当与信取引の範囲内において、預金相殺手続きを用いる場合があります。この場合、当組合は原則、充当した結果を書面によりお客様に通知しております。なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保となっておりますが、当組合では、自組合預金積金を担保としたもののみ使用しております。

●オペレーショナル・リスクについて

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外性的な事象により損失を被るリスクであります。

オペレーショナル・リスク管理方針により、基本的な管理体制を定めており、「リスク管理委員会」にて具体的なリスク管理を行う体制としております。

オペレーショナル・リスクの定量測定方法として「基礎的手法」を採用して計測しております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 「基礎的手法」を採用しております。

$$\frac{\text{粗利益（直近 3 年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●株式・出資金等について

当組合の資産勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに該当するものは、上場株式、非上場株式、優先出資証券及び出資金等であり、リスクは信用リスクと同様に財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクであります。

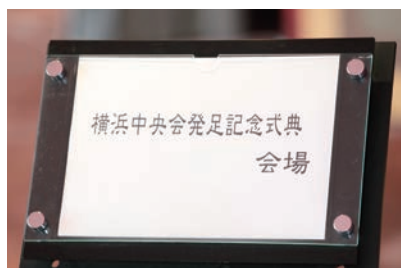
当組合では、全国信用協同組合連合会の出資金及び、(株)商工組合中央金庫株式並びに信用組合業界に関連する限定された法人の非上場株式を保有しております。また、当組合の資金運用規程の定めにより、株式についてはリスク管理の観点から新規の保有を行わない方針とし、同基準にて適正な運用・管理を行っております。

自己査定規程に基づいた資産査定を実施しております。運用目的の株式等の取得・保有がありませんので、リスクの状況は当該法人の財務諸表などにより個々に評価しております。

横浜中央会

横浜中央会とは、当組合が「真の経営パートナー」を目指し、会員様相互の親睦と融和を通じて、事業の発展と利益の向上、並びに横浜中央信用組合の発展や地域社会の発展に寄与することを目的としております。

平成 27 年 3 月 12 日横浜中央会発足記念式典を開催させて頂きました。



横浜中央信用組合は真の経営パートナーを目指しております

当組合と地域社会



地域社会活性化への取り組み

横浜中央信用組合は、地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）を地元で資金を必要とするお客様にご融資し、事業や生活のご繁栄に寄与するとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に努めております。

9月1日～9月7日「しんくみの日週間」に地域の清掃活動を行いました。



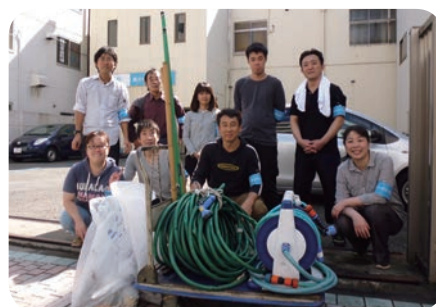
宇都宮支店



福井支店



金沢支店



川崎支店

松本支店



平塚支店



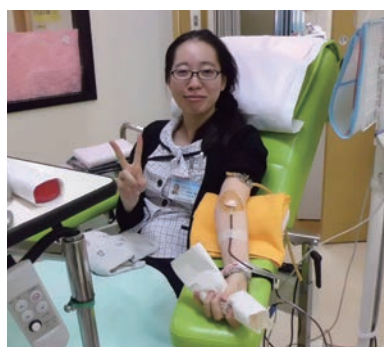
富山支店



静岡支店



また、毎年献血サポーターとして
献血運動を行っております。



横浜中央信用組合と地域社会

～皆様からの「信頼の絆」を地域社会の繁栄につなげています～

預金について（地域からの資金調達状況） P 41

預金積金・出資金

貸出金について（地域への資金供給状況） P 42
サービスについて P 43～44

貸出金・サービス

余裕資金の運用について P 40、41

お客様・組合員の皆様

横浜中央信用組合

当組合の総代会について

(1) 総代会の役割・機能・仕組み

信用組合は、協同組合組織金融機関であり、組合員の総意により組合の意志を決定する機関としての「総会」が設けられております。この「総会」は法律に定められた必要議決事項のほか定款に反しない限り、必要議決事項以外の事項についても議決することができます、組合の最高意思決定機関といえます。

なお、信用組合には、組合員の総数が法定数（200人）を超える組合について、定款の定めにより総会に代わるべき「総代会」を設けることが認められており、当組合をはじめ大多数の信用組合はこの総代会を採用しております。

(2) 総代会の議決または承認事項とする主な事項

①普通議決

- イ. 理事、監事の選任及び解任
- ロ. 決算関係書類の承認
- ハ. 毎事業年度の収支予算案及び事業計画案の設定または変更
- ニ. 役員（理事・監事）の報酬
- ホ. 議長の選任
- ヘ. 事業の譲受け
- ト. 会計監査人の選任、解任

②特別議決

- イ. 定款変更
- ロ. 組合の解散
- ハ. 組合の合併
- ニ. 事業の譲渡
- ホ. 組合員の除名

(3) 総代会へ報告事項

①主な報告事項

- イ. 貸借対照表・損益計算書の内容
- ロ. 会計監査人の解任理由

②主な意見報告、意見陳述事項

- イ. 監事による、総会提出議案・書類に違反等ある旨の意見報告
- ロ. 監事による、監事選任・解任・報酬についての意見陳述
- ハ. 解任された会計監査人による意見陳述
- ニ. 会計監査人による、会計監査人選任、不再任、解任についての意見陳述
- ホ. 会計監査人が決算関係書類の適法性等について監事と意見を異にするときの意見陳述
- ヘ. 定時総代会における会計監査人出席決議があったときの意見陳述

(4) 通常総代会と臨時総代会

①通常総代会

当組合定款第25条第1項により、「毎事業年度終了後3ヵ月以内に召集する」と定められております。

②臨時総代会

臨時総代会は、回数に制限なく、いつでも定款の定めるところにより必要に応じて召集することができます。

また、組合員の利益保護の見地から、組合員は総組合員の5分の1以上の同意を得て、理事会に対して臨時総代会の請求をすることができます。この請求は、会議の目的及び召集の理由を記載した書面を理事会に提出することもできます。

代表理事は、その請求が適法になされたときは、理事会を開き、請求のあった日から起算して20日以内に臨時総代会の招集をしなければなりません。

なお、組合員が臨時総代会の招集を請求してから10日以内に召集手続きをしないときは、その組合員は、行政庁の許可を得て、自ら臨時総代会を招集することができます。

(5) 総代会議事録について

総代会の議決内容は、組合員及び組合の債権者にとって関心事であります。また、総代会に出席できない組合員及び組合の債権者を保護するために議事録の閲覧・謄本請求権が付与され、その要求に対して理事は正当な理由がない限り拒否できないこととしております。

総代会の議事録はその原本を主たる事務所（本店）に10年間、その謄本を従たる事務所に5年間備置くこととなっております。

(6) 議決内容の通知についての当組合としての考え方

従来は、法律に基づき規定された組合の解散・合併・事業の譲渡を議決した場合のみ組合員の皆様に通知を行っていましたが、ガバナンスの向上を図る観点から、これらを何らかの形で開示する必要があるものと考えております。

(7) 組合員の意見を総代会に反映させる仕組みについての考え方

当組合は、営業地域が広範囲に及ぶことから、各地域毎の地区組合員懇親会や地区総代懇親会などの実施をしております。また、こうした懇親会の中からの意見・要望についてどのように業務に反映させたのかを総代・組合員の皆様にフィードバックするかにについても検討を加えております。

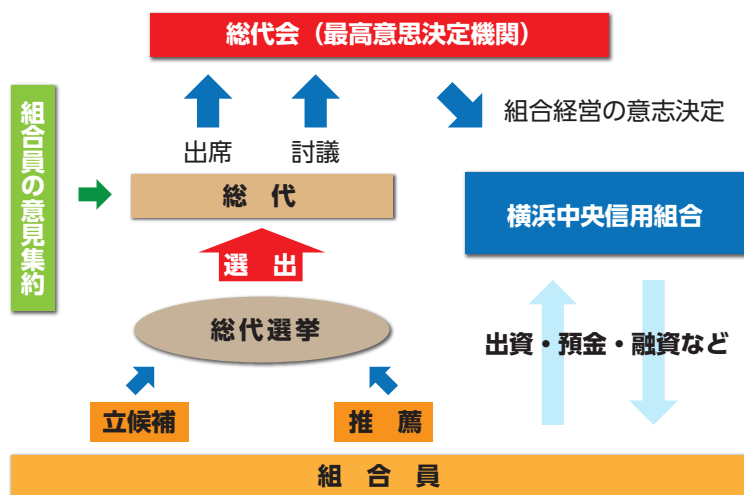
(8) 平成27年6月26日開催の当組合第2期通常総代会議案内容

- ①剰余金処分案承認の件
- ②第3期 事業計画案承認の件
- ③組合員除名に関する件
- ④定款の一部変更承認の件
- ⑤監事の報酬総額変更の件

(9) 総代地区説明会の開催

平成27年5月よりガバナンスの機能強化に向けた一環として、総代会開催の前に地区毎に総代を対象とした地区説明会を11カ所（県単位）で実施しました。当組合の経営実態、地域との関わり合いや社会を取り巻く諸問題をわかり易く説明、一方、総代より利用者側の視点に立った意見や要望をいただき、信用組合経営や総代会に反映させております。

■総代会の仕組み



総代の任期・選挙

(1) 当組合の総代の任期

当組合の総代の任期は、定款第 29 条の定めにより 3 年間となっています。また、平成 27 年 7 月 1 日現在の総代数は 125 名（当組合の定款で定められている定数は 100 名以上、150 名以内）であります。

(2) 総代の選挙について

- ① 総代の選挙を行うときは、組合員のうちから、理事会の定める選挙区ごとに選挙します。
- ② 各選挙区において選挙すべき総代の数は、選挙区ごとに理事会が決定しております。
- ③ 選挙は任期満了の日から 15 日以内に行い、選挙の期日は理事会が定め 15 日前までに公告しております。
- ④ 選挙の管理は、理事長が総代選挙管理人となり、管理しております。また、理事長は選挙区ごとに、選挙管理人代理人 1 人と選挙立会人 2 人以上を委嘱することとなっております。さらに、これを選挙期日 7 日前までに、公告することとなっております。
- ⑤ 立候補者の届出
総代立候補者は、2 名以上の推薦をもって総代選挙管理人に届出を行うこととなっております。これにより、総代選挙管理人は直ちに、その候補者氏名を公告することとなっております。
- ⑥ 投票について
理事長が予め定めた様式の投票用紙により、選挙管理人または、

は、選挙管理人代理人が定める方法により投票用紙にその選挙区における被選挙者の氏名を自書して投票することとなります。

⑦ 開票等について

開票の方法、投票の無効・有効については当組合の総代選挙規程に基づき選挙立会人による立会のもと厳正に行うこととしております。

⑧ 当選者

選挙の結果、有効投票の多数を得た者をもって当選者とします。ただし、投票数が同数である場合は、選挙管理人または、選挙管理人代理人によるくじ引きとなります。また、当選を辞した者がいるときは、有効投票の多数を得た者で当選者とならなかった者の中から逐次当選者となります。

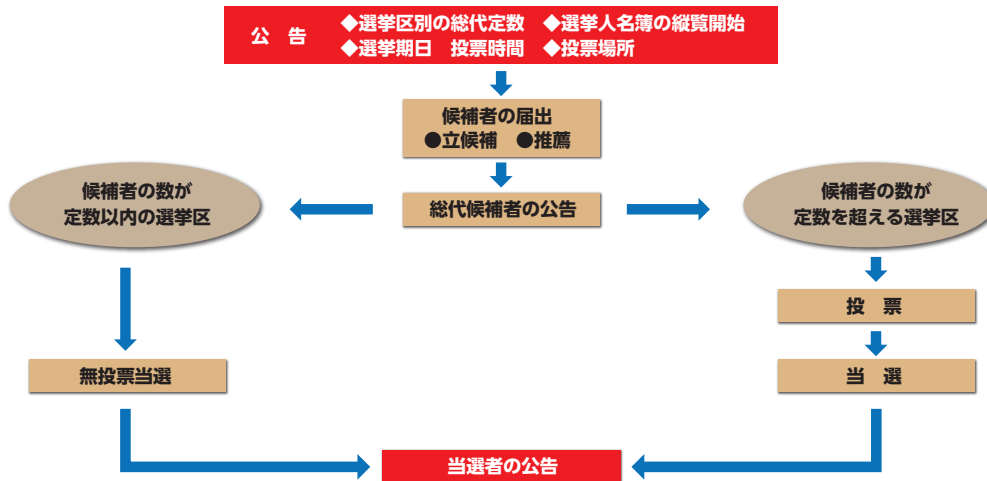
⑨ 無投票による当選

各選挙区において、総代候補者が選挙すべき総代の数を超えないときは、投票を行わず、その候補者をもって当選人とします。また、当選者が定まったときは、直ちに当選者にその旨を通知するとともに、当選者の氏名を公告いたします。

⑩ 当選の効力等

当選者は、当選通知を受けた日から 7 日以内に当選を承諾する旨、または承諾をしない旨届出をすることとなっております。当選の効力は、その当選者が承諾する旨の届出をしたときから生じます。

■総代選挙までの手続き



■総代の選挙区・定数・総代数（2015 年 7 月 1 日現在）

選挙区	対象地区・営業店	総代定数	総代数
神奈川県地区	横浜地区 本店所轄地域	19 名	19 名
	川崎地区 川崎支店所轄地域	13 名	13 名
	横須賀地区 横須賀支店所轄地域	5 名	5 名
	平塚地区 平塚支店所轄地域	5 名	5 名
	大和地区 大和支店所轄地域	5 名	5 名
静岡県地区	静岡地区 静岡支店所轄地域	5 名	5 名
茨城県地区	水戸地区 水戸支店所轄地域	4 名	4 名
千葉県地区	千葉地区 千葉支店所轄地域	5 名	5 名
	船橋地区 船橋支店所轄地域	4 名	4 名
福井県地区	福井地区 福井支店所轄地域	10 名	10 名
富山県地区	富山地区 富山支店所轄地域	4 名	4 名
石川県地区	金沢地区 金沢支店所轄地域	4 名	4 名
長野県・山梨県地区	松本地区 松本支店・諏訪出張所所轄地域	15 名	15 名
	東部町地区 東部町支店所轄地域	6 名	6 名
群馬県地区	前橋地区 前橋支店所轄地域	7 名	7 名
栃木県地区	宇都宮地区 宇都宮支店所轄地域	7 名	7 名
新潟県地区	新潟地区 新潟支店所轄地域	7 名	7 名
合 計		125 名	125 名

定款第 29 条第 2 項

総代の定数は、100 人以上 150 人以内とする。

総代一覧

(2015年7月1日現在)【順不同、敬称略】

(任期 2014年7月1日～2017年6月30日)

●横浜地区 19名

趙 忠 未 ②	三木 亨 謨 ②	洪 采 植 ①
李 起 峯 ②	朴 正 聖 ①	金 德 萬 ②
金 栄 哲 ②	殷 一 洙 ②	李 亨 植 ②
李 正 寿 ②	李 順 載 ②	趙 聖 濟 ②
徐 光 秀 ②	金 守 幸 ②	吳 吉 明 ②
洪 弘 喜 ②	李 金 竜 ①	早川 恭彦 ①
三井 徳益 ②		

●川崎地区 13名

金 在 斗 ②	林 春 善 ②	殷 鍾 七 ②
朴 在 植 ②	李 重 光 ①	田 平 萬 ②
原田 京秀 ①	大城 達夫 ②	金子 宗守 ②
岩本 照台 ②	朴 洋 明 ②	梁 大 成 ①
小林 昇 ②		

●横須賀地区 5名

青山 智志 ②	金城 和義 ②	佐井 憲雄 ②
李 正 一 ②	平川 正明 ②	

●平塚地区 5名

黄 昌 柱 ②	張 甲 淳 ①	尹 一 好 ②
山田 敏理 ②	金 徳 龍 ②	

●大和地区 5名

岡村 正夫 ②	宋 文 奎 ②	金 甲 祚 ②
伊坂 重憲 ②	金 永 根 ②	

●静岡地区 5名

宋 寅 模 ②	南 弘 明 ②	宮下 幸三 ②
趙 度 濟 ②	成川 政明 ②	

●水戸地区 4名

崔 文 雄 ①	権 民 陽 ①	金 桂 一 ②
姜 章 光 ①		

●千葉地区 5名

朴 昇 浩 ②	丁 源 昊 ②	金 豊 成 ②
卞 鐘 彦 ②	郭 福 男 ②	

●船橋地区 4名

李 一 男 ②	崔 潯 灝 ②	金 萬 石 ②
李 剛 成 ①		

●福井地区 10名

金 学 黙 ②	鄭 大 鳳 ②	鄭 外 奎 ②
村田 清松 ②	尹 鐘 権 ②	李 台 斗 ②
禹 浩 司 ①	金 練 吉 ②	趙 善 濟 ②
尹 泰 充 ②		

●富山地区 4名

岩本 政雄 ②	澤江 幸行 ②	李 子 龍 ②
李 容 基 ②		

●金沢地区 4名

海本 賢志 ②	金本 正吉 ②	東 典 弘 ①
浅野 哲洋 ②		

●松本地区 15名

辛 京 碩 ②	朴 永 大 ②	韓 永 基 ②
金谷 徳明 ②	吳 公 運 ②	木谷 進海 ②
高 昌 星 ②	伊 東 重 光 ②	栗津原 実 ②
朴 吉 熙 ②	鄭 研 吉 ②	新井 聡 ②
金 眞 ②	金 秀 男 ②	朴 秀 俊 ①

●東部町地区 6名

金 元 東 ②	河本 龍男 ②	金 龍 洙 ②
金 光 慶 ②	蔣 炳 宙 ②	達川巨鳳生 ①

●前橋地区 7名

金 賢 振 ②	李 正 夫 ②	安本 正寿 ②
白 盛 基 ①	中村 猛 ②	趙 栄 日 ②
朴 政 志 ②		

●宇都宮地区 7名

南 四 郎 ②	金 光 雄 ②	須田 耕一 ②
金山 秀雄 ②	辛 基 秀 ②	申 畿 淳 ②
伊庭 雅彦 ②		

●新潟地区 7名

金 鉄 寿 ②	朴 龍 夫 ②	金 日 光 ②
李 敬 錫 ②	朴 浩 昌 ②	金子 勝浩 ②
田 盛 恒 ②		

※総代名の右数字は合併時を1回とし、合併後の総代当選回数を表示しております。

役員一覧

(2015年7月1日現在)

●常勤役員 7名

理 事 長 (代表理事)	吳 龍 夫
専務理事 (代表理事)	卞 健 一
常務理事	飯山 高康
常務理事	松山 昌辰
常勤理事	有川 繁雄
常勤理事	池野 和己
常勤監事	澤崎 秀幸

●非常勤役員 18名

理 事	鄭 進
理 事	鄭 龍 鉉
理 事	木村 秀盛
理 事	加藤 明廣
理 事	林 義雄
理 事	趙 権 済
理 事	朴 昌 泳
理 事	李 法 生

理 事	尹 鐘 鎮
理 事	金 一 雄
理 事	金 慶 昭
理 事	吳 公 太
理 事	鄭 郁
理 事	陳 賢 徳
理 事	金 利 中
理 事	金 誠一郎

監 事 橋本 和男

監 事 坂根 聡

※定款上の役員定数 理事 20人以上 30人以内 監事 2人以上 4人以内

※監事 橋本和男、坂根 聡は員外監事であります。

●会計監査人の氏名又は名称

監査法人まほろば (平成 27 年 3 月末現在)

役職員の報酬体系

〈報酬体系について〉

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示項目となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象職員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

なお、平成 26 年度は、役員に対する賞与は支給しておりません。

(2) 平成 26 年度における役員に対する報酬等の支払総額

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	51,573	180,000
監 事	7,803	15,000
合 計	59,377	195,000

注 1. 上記は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 15 条別紙様式第 4 号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注 2. 支払人数は、理事 6 名、監事 3 名です（期中に退任した者を含む）。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会の決議に基づき理事会が決定した額を支給しております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 役員の退職慰労金の額は、次の算式によって得たものとする。

① 退職慰労金＝退任時の報酬月額×役員在任年数×最終役位係数

② 各役位別の役位係数は次の通りとする。

(注) 月額報酬とは、年俸の十二分の一とする。

役 位	役位係数	役 位	役位係数
理 事 長	3.0	常務理事	2.3
副理事長	2.7	常勤理事	2.0
専務理事	2.5	常勤監事	2.0

b. 支給時期および方法

退職慰労金の支給時期は、総代会直後の理事会での決定後 2 ヶ月以内とする。

ただし、経済界の景況、組合の業績等により当該役員またはその遺族と協議の上、支給の時期、回数、方法について別に定めることができる。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成 26 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注 2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して 2%以上の資産を有する会社等をいいます。

注 3. なお、平成 26 年度においては、該当する会社はありませんでした。

注 4. 「同等額」は、平成 26 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

リスク管理体制について

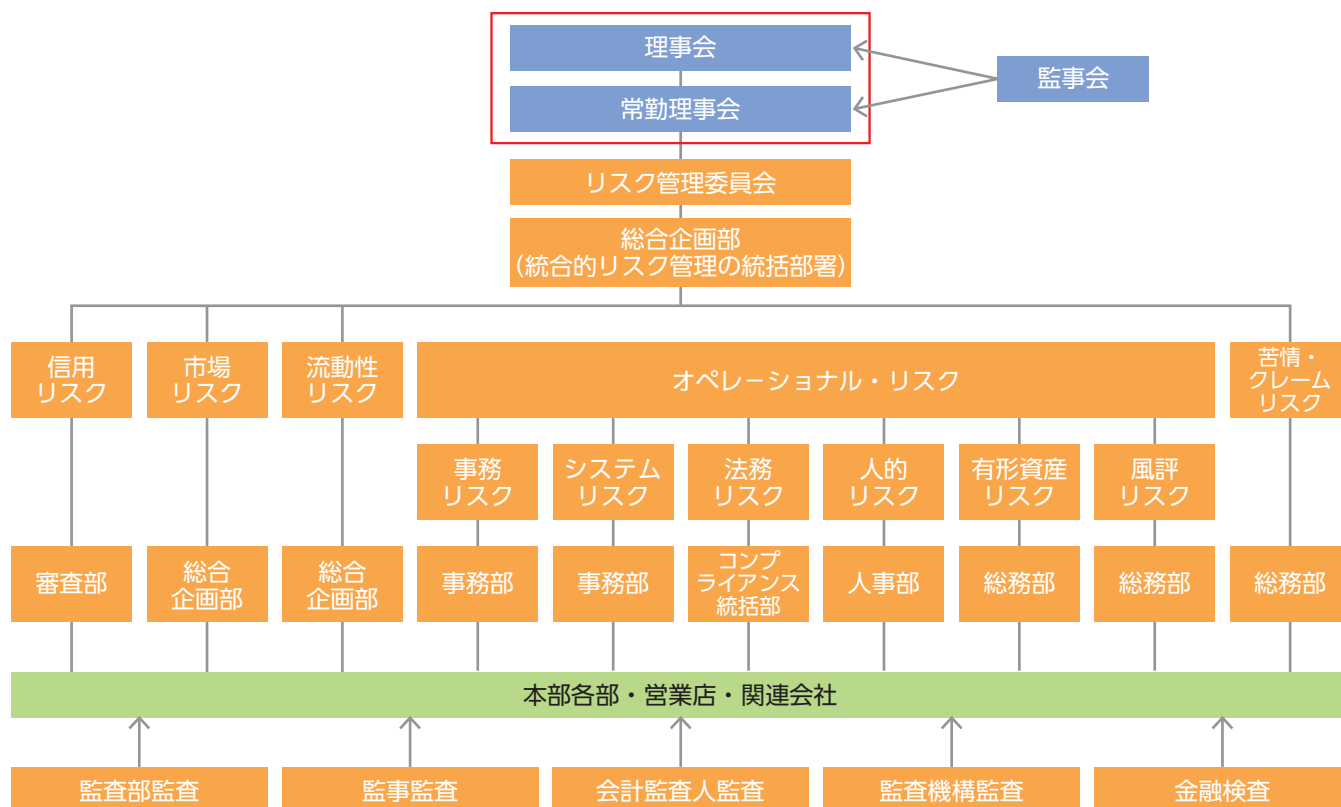
リスク管理強化への取組み

金融の自由化・国際化等の進展により、金融機関業務はますます多様化、複雑化してきており、信用組合の抱える様々なリスクも増大し、経営に影響を及ぼすこととなっております。経営の健全性を維持しつつ収益を拡大していくためには、信用リスク、市場リスクなど個々のリスクを別々に評価し管理するだけでなく、信用組合が直面するリスクの全体を統合的に捉え、組合全体のリスクと経営体力（自己資本）を対比することによるリスク管理、いわゆる統合的リスク管理を行っていく必要があります。このため、各種リスクを従来以上に的確に把握・分析し厳格に管理して健全性を確保することが信用組合経営上、不可欠なものとなっております。

当組合は、中・長期経営計画等を踏まえ、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、経営体力、自己資本の水準から許容できるリスク量の適切なコントロールを行い、収益力の強化を図るという「健全性の維持」と「収益性の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しております。

リスク管理体制図

平成 27 年 3 月 31 日現在



法令等遵守（コンプライアンス）態勢

当組合は金融機関としての社会的責任と公共的使命の重要性を認識し、地域社会、同胞社会に愛され信頼される信用組合であり続けるために、当組合の行動綱領を以下のように定めております。

（１）公共的使命

横浜中央信用組合は、地域金融機関の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図ります。

（２）キメ細かい金融サービスの提供

横浜中央信用組合は、地域の経済活動を支える金融機関としての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、地域社会・地域経済の発展に貢献します。

（３）法令やルールの厳格な遵守

横浜中央信用組合は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行います。

（４）地域社会とのコミュニケーション

横浜中央信用組合は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

（５）職員の人権の尊重等

横浜中央信用組合は、職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。

（６）環境問題への取組み

横浜中央信用組合は、資源の効率的な利用や廃棄物の再現を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

（７）社会貢献活動への取組み

横浜中央信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組みます。

（８）反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。

当組合が地域社会から信頼されるためには、高い企業倫理と法令の遵守等、社会の一員としてのルールを守ることは当然の責務であり、いささかも社会から批判を受けることのないように努めていかなければなりません。

そのための具体的な取り組みとしては、コンプライアンス委員会規程を定め、強固なコンプライアンス態勢を確保するためのコンプライアンス委員会を設置しております。またコンプライアンスを一元的に統括する部署としてコンプライアンス統括部を設置するとともに、法令違反等の早期発見と未然防止を目的とした内部通報制度であるコンプライアンスホットラインを設置しております。

さらに、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を策定し、計画の着実な実行に取り組んでおります。

また、当組合では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融サービスにおける利用者保護を目的とした「金融商品に係る勧誘方針」を制定し、顧客本位の営業体制の整備及び勧誘の適正確保を図ることとしております。

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または
「お客様相談室」をお願いいたします。

お客様相談室お問い合わせダイヤル

住 所	神奈川県横浜市中区蓬萊町2丁目3番地
電話番号	045-251-6349
受付時間	9:00~17:00 (土日・祝日及び金融機関の休業日を除く)

苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。(詳しくは、当組合のお客様相談室までお問い合わせください。)



名 称	しんくみ相談所 一般社団法人 全国信用組合中央協会
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
電話番号	03-3567-2456
受 付 日 時 間	月～金 (祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00~17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室お問い合わせダイヤルまたはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

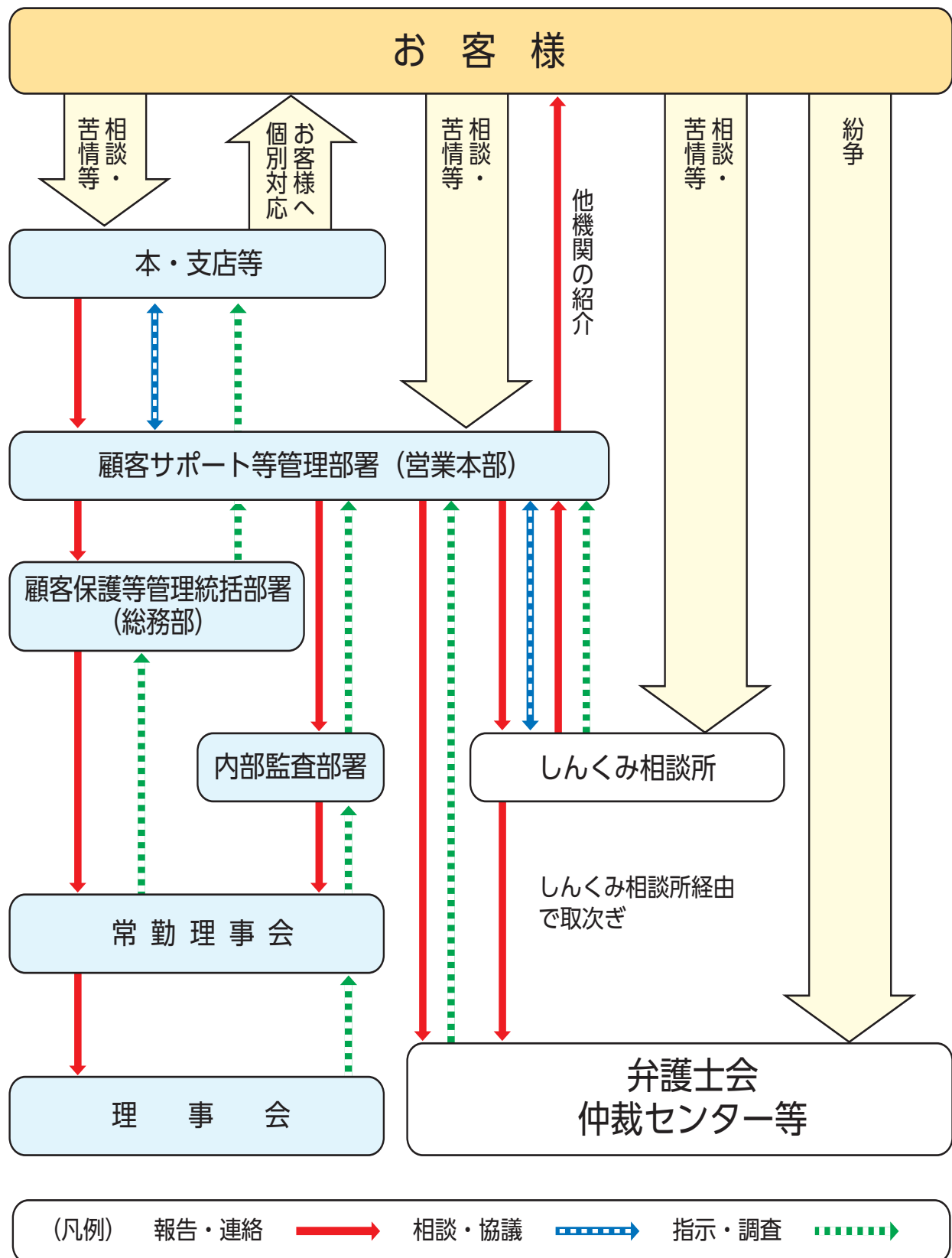
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:00~12:00 13:00~15:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 10:00~12:00 13:00~16:00	月～金 (除 祝日、年末年始) 9:30~12:00 13:00~17:00

－ 当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。－

- お客様からの苦情等については、お取引先店舗またはお客様相談室お問い合わせダイヤルで受け付けます。
- お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿って、適切にお取り扱いいたします。
- お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
- 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
- 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況及び処理指示については、営業本部が一元的に管理します。
- 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規則等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとったうえ、断固たる対応をとります。
- 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 苦情等の内容について分析し、必要な調査を行って苦情等の発生原因を把握したうえ、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

当組合の苦情受付・対応態勢

(2015 年 6 月 30 日現在)



個人情報保護宣言

横浜中央信用組合（以下、「当組合」といいます）では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令等（以下、法といいます）を遵守して以下の考えに基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載及び、窓口等に掲示することにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客さまの個人情報を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人データの第三者提供

当組合は、上記利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

(1) 法令等により必要とされている場合

(2) お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

3. 個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

4. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。

5. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

6. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法等に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします。なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

7. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

事務部 TEL 045-251-6941

(受付時間 9時～17時)

(土曜、日曜、その他金融機関の休業日は除く)

以上

なお、上記記載の別紙等詳しい内容につきましては、当組合のホームページをご覧ください。
(ホームページアドレス: <http://yokohamachuo.co.jp>)

振り込め詐欺等による「口座不正利用」への対応

振り込め詐欺等による「口座不正利用」への対応

預金口座を不正に利用した「振り込め詐欺」「架空料金請求詐欺」等を行う悪質な事件が跡を絶ちません。当組合では、このような問題を重く受け止め、犯罪の未然防止およびお客様の財産保護のため、犯罪収益移転防止法、預金規定に基づき次のような対応をしております。

- 預金口座開設時に、お客様のお取引時確認を徹底しております。
- 万一、預金口座の動き等より「疑わしい取引」と判断した場合は、迅速に監督官庁へ届出しております。
- 預金口座が、偽名口座、借名口座、口座の譲渡が明らかになった場合、また、預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、もしくはその恐れがあると認められた場合には、預金規定等に基づき、預金取引停止または口座解約を迅速かつ的確に行っております。
- 窓口にて振込先の確認等を行い、また所轄警察署と協力し、振り込め詐欺等の防止に努めております。

お客様へのお願い

最近の詐欺はお金を振り込ませる方法ではありません。

お金を手渡しさせる被害が多く発生しています。

不審な電話は**110番!**

不審な
電話とは…

- 例 ①「携帯をなくして電話番号が変わった」
- 例 ②「電車、タクシーの中にカバンを忘れてしまった」
- 例 ③「医療費や税金の還付がある」

…等の電話です。



もし、**このような言葉の電話**がかかってきたら



注意
1

必ず、家族の「変更前の電話番号」にかけ直す。

※つながらない場合は、ご家族・ご親戚に連絡し、事実を確認する。

注意
2

「ウソ」だと分かったら110番へ通報する。

※電話だけで、知らない口座にお金を振り込んだり、家族以外の人にお金やキャッシュカードを手渡したり、絶対しないでください。

※横浜中央信用組合では地元警察署との連携を強化するとともに、店頭・ATM等で「振り込め詐欺」に関する注意を呼びかけています。

YOKOHAMA CHUO SHINKUMI DISCLOSURE 2015

資料編

財務諸表

■ 貸借対照表	34
■ 貸借対照表の注記事項	35
■ 損益計算書	37
■ 剰余金処分計算書	38

経営指標

■ 主要業務に関する指標	40
--------------------	----

■ 預金に関する指標	41
■ 貸出金等に関する指標	42
■ 有価証券に関する指標	42
■ 代理貸・為替等実績	43

営業のご案内

■ 主要な商品各種サービス	44
■ 主な手数料のご案内	45



財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成 25 年度末	平成 26 年度末
(資産の部)		
現金	6,026,425	4,425,238
預け金	61,747,100	60,151,317
有価証券	53,172	52,345
国債	—	—
地方債	—	—
短期社債	—	—
社債	—	—
株式	53,172	52,345
その他の証券	—	—
貸出金	79,795,503	101,001,483
割引手形	102,408	90,556
手形貸付	6,919,913	6,787,555
証書貸付	72,424,943	93,802,252
当座貸越	348,238	321,118
その他資産	809,185	755,158
未決済為替貸	6,523	4,614
全信組連出資金	437,900	437,900
前払費用	2,814	2,548
未収収益	240,870	242,719
その他の資産	579,711	525,891
資産減損引当金	△ 458,635	△ 458,515
有形固定資産	3,668,256	3,640,675
建物	530,915	460,115
土地	2,872,479	2,793,582
リース資産	13,721	7,863
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	251,139	379,113
無形固定資産	20,746	68,155
ソフトウェア	5,588	22,982
のれん	—	—
その他の無形固定資産	15,157	45,173
繰延税金資産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	743,098	615,074
貸倒引当金	△ 11,768,100	△ 8,428,128
(うち個別貸倒引当金)	△ 10,723,504	△ 7,377,421
資産の部合計	141,095,388	162,281,319

科 目	平成 25 年度末	平成 26 年度末
(負債の部)		
預金積金	114,897,702	136,363,504
当座預金	2,096,881	2,219,263
普通預金	15,833,317	16,811,865
貯蓄預金	23,458	22,016
通知預金	10,000	22,000
定期預金	94,371,943	114,581,717
定期積金	2,214,842	2,160,058
その他の預金	347,258	546,583
譲渡性預金	—	—
借入金	3,902,800	3,059,985
借入金	3,902,800	3,059,985
当座貸越	—	—
その他の負債	1,140,763	1,735,082
未決済為替借	16,794	13,898
未払費用	783,001	614,127
給付補填備金	5,916	2,863
未払法人税等	19,005	19,842
前受収益	56,848	90,043
払戻未済金	145,742	873,035
職員預り金	76,050	83,179
リース債務	13,721	7,863
その他の負債	23,682	30,227
代理業務勘定	924	433
賞与引当金	41,333	41,251
役員退職慰労引当金	—	14,170
退職給付引当金	81,595	60,504
その他の引当金	8,342	15,775
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	192,632	192,632
債務保証	743,098	615,074
負債の部合計	121,009,194	142,098,415
(純資産の部)		
出資金	19,552,323	18,936,215
普通出資金	5,802,323	5,186,215
優先出資金	13,750,000	13,750,000
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	11,250,000	9,331
資本準備金	11,250,000	9,331
その他の資本準備金	—	—
利益剰余金	△ 11,240,668	712,817
利益準備金	—	712,817
その他の利益剰余金	△ 11,240,668	—
特別積立金	—	—
(目的積立金)	—	—
当期末処分剰余金	△ 11,240,668	712,817
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組合員勘定合計	19,561,655	19,658,364
その他有価証券評価差額金	—	—
繰延ヘッジ損失	—	—
土地再評価差額金	524,538	524,538
評価・換算差額等合計	524,538	524,538
純資産の部合計	20,086,194	20,182,903
負債及び純資産の部合計	141,095,388	162,281,319

貸借対照表の注記事項

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による減価法又は償却原価法により行っております。
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成 10 年法律第 34 号）に基づき、旧横浜商銀信用組合の事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成 11 年 3 月 31 日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価格	1,049,006 千円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価格	1,766,177 千円
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年政令第 119 号）第 2 条 1 号に定める地価公示法に基づいて（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出
同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額	△ 991,883 千円
- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物付属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～39 年
その他	5 年～20 年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価格についてはリース契約上の残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 なお、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っております。また、リース資産総額に重要性が乏しいため利息相当額は合理的な見積額を控除しない方法を採用し、減価償却費の算定方法は定額法によっております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減価後の帳簿価格から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。
 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に融資管理部（資産査定部署）が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について

は、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 5,018,127 千円であります。

- 役員退職慰労引当金は、常勤役員への退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職慰労金見込額に基づき、今期より必要額を計上しております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
 なお、当組合は、退職金支給規定に基づく退職一時金制度を採用しており、退職給付債務の計算にあたっては簡便法を採用しております。
 また、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成 26 年 3 月 31 日現在）	
年金資産の額	336,481 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計	323,166 百万円
差引額	13,315 百万円
(2) 制度全体に占める当組合の算出根拠割合	
（自平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）	0.725%
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 資産減損引当金は、その他の資産（仮払金等）に係る損失に備えるため、必要と見積もられる額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
121,154 千円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額
445,426 千円
- 有形固定資産の減価償却累計額
2,768,663 千円
- 貸出金のうち、破産先債権額は 1,148,253 千円、延滞債権額は 17,844,822 千円であります。なお、破産先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立又は弁済の見込が無いものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、遅延債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 0 千円であります。
 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は 442,369 千円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 19,435,445 千円であります。なお、18 から 20 に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業車両の一部についてはリース契約により使用しております。

23. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の合計額は、90,556 千円であります。
24. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | | | |
|-------------|-----|--------------|
| 担保に提供している資産 | 預け金 | 3,958,044 千円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金 | 3,059,985 千円 |
- 上記のほか、公金取扱、為替取引等のために預け金 3,623,279 千円、その他の資産 36,240 千円を担保として提供しております。

25. 出資 1 口当たりの純資産額は△ 141 円 03 銭です。
- なお算出にあたっては、純資産の部から優先出資発行額を控除しております。

26. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況について、総合企画部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、総合的管理を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調達などによって、流動性リスクを管理しております。

③金利リスクの管理

当組合は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

金利リスクに関する方針及び規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議し、常勤役員会へ報告しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	60,151,317	60,261,000	109,683
(2) 有価証券	52,345	52,345	—
その他有価証券	52,345	52,345	—
(3) 貸出金 ※ 1	101,001,483		
貸倒引当金 ※ 2	△ 8,428,128		
	92,573,354	98,814,800	6,241,446
金融資産計	152,777,016	159,128,145	6,351,129
(1) 預金積金	136,363,504	137,380,000	1,016,496
(2) 借入金	3,059,985	3,059,985	—
金融負債計	139,423,489	140,439,985	1,016,496

※ 1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しており

ます。

(注 1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております

満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価としてみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は事業年度末日における貸借対照表価格から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価格を時価としております。

上記以外の貸出金については、将来回収が見込まれる元利金の合計キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた現在価値をもって時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。

定期性預金は一定の期間ごとに算出した将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値を時価としております。その割引率は、新規に預金を受入れる際に適用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同用の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。なお、残存期間が短期間（1 年以内）のものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該約定価格を時価としております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	52,345
組合出資金	438,162
合 計	490,507

28. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるものに区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものに区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券に区分した有価証券はありません。

29. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

31. 繰延税金資産の計上はありません。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 25 年度末	平成 26 年度末
経常収益	2,126,720	3,481,475
資金運用収益	1,842,872	3,056,877
貸出金利息	1,634,845	2,779,234
預け金利息	188,901	258,634
有価証券利息配当金	3,168	1,488
その他の受入利息	15,956	17,521
役務取引等収益	40,287	83,263
受入為替手数料	25,852	35,161
その他の役務収益	14,434	48,101
その他の業務収益	10,794	16,851
国債等債券売却益	－	－
国債等債券償還益	58	－
その他の業務収益	10,735	16,851
その他経常収益	232,767	324,483
貸倒引当金戻入	－	68,073
償却債権取立益	193,571	233,870
株式等売却益	－	－
その他の経常収益	39,195	22,539
経常費用	9,116,998	2,746,349
資金調達費用	325,910	519,074
預金利息	310,053	508,059
給付補填備金繰入額	1,616	2,907
譲渡性預金利息	－	－
借入金利息	13,625	7,285
その他の支払利息	615	822
役務取引等費用	34,237	49,449
支払為替手数料	9,649	15,992
その他の役務費用	24,587	33,457
その他業務費用	48	22
国債等債券売却損	－	－
国債等債券償還損	0	－
国債等債券償却	－	－
その他の業務費用	48	22
経費	1,463,326	1,857,584
人件費	735,124	1,118,132
物件費	702,634	705,790
税金	25,567	33,661
その他経常費用	7,293,475	320,218
貸倒引当金繰入額	6,500,706	－
貸出金償却	730,974	280,231
株式等売却損	－	－
株式等償却	407	827
その他資産償却	598	－
その他の経常費用	60,789	39,158
経常利益	△ 6,990,277	735,125

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 25 年度末	平成 26 年度末
特別利益	1,000,140	6,974
固定資産処分益	－	6,772
合併に伴う支援金	1,000,000	－
その他の特別利益	140	201
特別損失	160,732	9,441
固定資産処分損	32,023	2,008
減損損失	128,709	－
その他の特別損失	－	7,432
税引前当期純利益	△ 6,150,869	732,659
法人税・住民税及び事業税	18,013	19,842
法人税等調整額	－	－
当期純利益	△ 6,168,883	712,817
繰越金（当期首残高）	△ 4,790,679	－
合併による剰余金受入額	△ 281,106	－
……積立金取崩額	－	－
当期末処分剰余金	△ 11,240,668	712,817

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資 1 口当たりの当期純利益 6 円 67 銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成 25 年度末	平成 26 年度末
当期末処分剰余金	△ 11,240,668	712,817
資本準備金取崩額	11,240,668	－
利益準備金	－	71,281
普通出資に対する配当金	－	29,345
優先出資に対する配当金	－	318,375
事業の利用分量に対する配当金	－	－
役員賞与金	－	－
特別積立金	－	75,000
退職給与積立金	－	－
目的積立金	－	－
次期繰越金	－	218,814

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されていない評価損益の額

該当ありません。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

財務諸表の適法性及び内部監査の有効性と法定監査状況

私は、当組合の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの第 2 期事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適法性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成27年6月26日

横浜中央信用組合

理事長

呉 龍 夫



会計監査人の氏名又は名称

監査法人まほろば（平成 27 年 3 月末現在）

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第 5 条の 8 第 3 項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「監査法人まほろば」の監査を受けております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高

(単位:百万円、千円、%)

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	25年度	81,385 百万円	1,842,872 千円	2.26 %
	26年度	149,846	3,056,877	2.04
	うち貸出金	25年度	1,634,845	3.08
	26年度	90,024	2,779,234	3.08
	うち預け金	25年度	188,901	0.67
	26年度	59,330	258,634	0.43
資金調達勘定	25年度	82,168	325,910	0.39
	26年度	126,565	519,074	0.41
	うち預金積金	25年度	311,669	0.39
	26年度	123,224	510,966	0.41
	うち譲渡性預金	25年度	—	—
	26年度	—	—	—
うち借入金	25年度	3,427	13,625	0.39
	26年度	3,247	7,285	0.22

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高 (平成 25 年度 1,203 百万円、平成 26 年度 1,426 百万円) を、控除して表示しております。

総資金利鞘等

(単位: %)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度
資金運用利回 (a)	2.26	2.04
資金調達原価率 (b)	2.17	1.91
資金利鞘 (a - b)	0.09	0.13

1 店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位: 百万円)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度
1 店舗当たりの預金残高	6,383	7,575
1 店舗当たりの貸出金残高	4,433	5,611

役職員 1 人当たりの預金及び貸出金残高

(単位: 百万円)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度
役職員 1 人当たりの預金残高	624	766
役職員 1 人当たりの貸出金残高	433	567

オフバランス取引の状況

該当ありません。

先物取引の時価情報

該当ありません。

総資産利益率

(単位: %)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度
総資産経常利益率	△ 8.15	0.49
総資産当期純利益率	△ 7.20	0.48

(注) 総資産経常 (当期純) 利益率 = $\frac{\text{経常 (当期純) 利益}}{\text{総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高}} \times 100$

有価証券の時価等情報、満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

種 類	平成 25 年度			平成 26 年度		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—

(注) 1. 時価は当該事業年度末における市場価額等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券、投資信託等です。

その他の有価証券

(単位: 百万円)

種 類	平成 25 年度			平成 26 年度		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—

(注) 1. 時価は当該事業年度末における市場価額等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券、投資信託等です。

時価評価されていない有価証券の主な内容

(単位: 千円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	52,345
信組情報サービス株式会社	1,900
しんくみ総合サービス株式会社	330
株式会社商工組合中央金庫	49,600
横 須 賀 中 央 町 づ くり	65
S H キ ャ ピ タ ル	450

※非上場株式については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難なことから時価開示の対象としてはおりません。

預貸率及び預証率

(単位：％)

科 目	年 度	平成 25 年度	平成 26 年度
預 貸 率	(期 末)	69.44	74.06
	(期中平残)	67.24	73.05
預 証 率	(期 末)	0.04	0.03
	(期中平残)	0.14	0.04

その他の業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度
外国為替売買益	－	－
商品有価証券売買益	－	－
国債等債券売却益	－	－
国債等債券償還益	58	－
金融派生商品収益	－	－
その他の業務収益	10,735	16,851
その他業務収益合計	10,794	16,851

粗利益

(単位：千円、％)

科 目	平成 25 年度	平成 26 年度
資金運用収益	1,842,872	3,056,877
資金調達費用	325,910	519,074
資金運用収支	1,516,962	2,537,803
役務取引等収益	40,287	83,263
役務取引等費用	34,237	49,449
役務取引等収支	6,050	33,814
その他業務収益	10,794	16,851
その他業務費用	48	22
その他業務収支	10,745	16,829
業務粗利益	1,533,757	2,588,445
業務粗利益率	1.88％	1.72％

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

経費の内訳

(単位：千円)

科 目	平成 25 年度	平成 26 年度
人 件 費	735,124	1,118,132
報酬給料手当	610,173	906,612
退職給付費用	51,083	92,375
そ の 他	73,867	119,143
物 件 費	702,634	705,790
事務費	396,169	258,192
固定資産費	98,708	138,578
事業費	87,800	100,915
人事厚生費	29,919	47,454
減価償却費	42,824	82,797
そ の 他	47,212	77,853
税金	25,567	33,661
経費合計	1,463,326	1,857,584

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成 25 年度	平成 26 年度
役 務 取 引 等 収 益	40,287	83,263
受入為替手数料	25,852	35,161
その他の受入手数料	14,434	48,101
その他の役務取引等収益	－	0
役 務 取 引 等 費 用	34,237	49,449
支払為替手数料	9,649	15,992
その他の支払手数料	4,904	10,327
その他の役務取引等費用	19,683	23,130

受取利息及び支払利息の増減

(単位：百万円)

科 目	平成 25 年度	平成 26 年度
受 取 利 息 の 増 減	153,804	1,214,005
支 払 利 息 の 増 減	△ 9,291	193,164

業務純益及びコア業務純益

(単位：千円)

科 目	平成 25 年度	平成 26 年度
業 務 純 益	△ 448,108	730,860
コ ア 業 務 純 益	70,373	730,860

(注) コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋国債等債券損益

預金種目別平均残高

(単位：百万円、％)

科 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	14,432	18.3	18,642	15.1
定 期 性 預 金	64,246	81.7	104,581	84.9
そ の 他 の 預 金	－	－	0	0.0
合 計	78,679	100.0	123,224	100.0

財形貯蓄残高

該当ありません。

預金者別預金残高

(単位：百万円、％)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	96,673	84.1	111,325	0.0
法 人	18,224	15.9	25,038	0.0
一般法人	17,839	15.5	24,278	0.0
金融機関	358	0.3	735	0.0
公 金	26	0.0	25	0.0
合 計	114,897	100.0	136,363	0.0

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度
固定金利定期預金	94,320	114,532
変動金利定期預金	0	0
その他の定期預金	51	49
合 計	94,371	114,581

貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	3	0.0	134	0.1
手 形 貸 付	2,958	5.6	7,327	8.1
証 書 貸 付	49,897	94.3	82,236	91.4
当 座 貸 越	50	0.1	325	0.4
合 計	52,910	100.0	90,024	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	57	50.3	—	—
地 方 債	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—
株 式	57	49.7	53	100.0
その他の証券	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—
合 計	115	100.0	53	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
国 債	25 年度末	—	—	—	—
	26 年度末	—	—	—	—
地 方 債	25 年度末	—	—	—	—
	26 年度末	—	—	—	—
短期社債	25 年度末	—	—	—	—
	26 年度末	—	—	—	—
社 債	25 年度末	—	—	—	—
	26 年度末	—	—	—	—
株 式	25 年度末	—	—	—	—
	26 年度末	—	—	—	—
外国証券	25 年度末	—	—	—	—
	26 年度末	—	—	—	—
その他の証券	25 年度末	—	—	—	—
	26 年度末	—	—	—	—
合 計	25 年度末	—	—	—	—
	26 年度末	—	—	—	—

貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	815,419	1.0	1,120,186	1.1
農 業、林 業	4,106	0.0	3,090	0.0
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	30,607	0.0	28,477	0.0
建 設 業	2,149,011	2.7	2,284,796	2.3
電気・ガス・熱供給業・水道業	1,670	0.0	5,957	0.0
情 報 通 信 業	453,372	0.6	377,860	0.4
運輸業・郵便業	830,671	1.0	882,454	0.9
卸売・小売業	2,897,317	3.6	2,456,751	2.4
金融・保険業	860,803	1.1	855,742	0.8
不動産業	20,389,093	25.6	30,320,513	30.0
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	9,256,581	11.6	19,322,918	19.1
飲食業	671,625	0.8	1,088,945	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	21,407,909	26.8	31,068,577	30.8
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	764,727	1.0	918,853	0.9
その他のサービス業	2,615,796	3.3	3,306,756	3.3
各種サービス	458,119	0.6	411,061	0.4
小 計	63,606,826	79.7	94,452,942	93.5
地方公共団体	66,990	0.1	54,990	0.0
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費納税資金等)	16,121,687	20.2	6,493,550	6.5
合 計	79,795,503	100.0	101,001,483	100.0

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証 見 返 額
当組合預金積金	25 年度末	6,235	7.8	—
	26 年度末	5,799	5.7	—
有 価 証 券	25 年度末	7	0.0	—
	26 年度末	0	0.0	—
動 産	25 年度末	86	0.1	—
	26 年度末	1,979	2.0	—
不 動 産	25 年度末	53,782	67.4	645
	26 年度末	64,844	64.2	544
そ の 他	25 年度末	427	0.5	—
	26 年度末	0	0.0	—
小 計	25 年度末	60,539	75.9	645
	26 年度末	72,622	71.9	544
信用保証協会・ 信 用 保 険	25 年度末	850	1.1	—
	26 年度末	809	0.8	—
保 証	25 年度末	15,846	19.9	23
	26 年度末	11,454	11.3	17
信 用	25 年度末	2,558	3.2	74
	26 年度末	16,115	16.0	64
合 計	25 年度末	79,795	100.0	743
	26 年度末	101,001	100.0	626

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度
固 定 金 利	41,506	38,127
変 動 金 利	38,289	62,873
合 計	79,795	101,001

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	16,121	100.0	6,493	100.0
住 宅 ロ ー ン	—	—	—	0.0
合 計	16,121	100.0	6,493	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成 25 年度		平成 26 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	43,418	54.4	40,944	40.5
設 備 資 金	36,376	45.6	60,056	59.5
合 計	79,795	100.0	101,001	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

科 目	平成 25 年度		平成 26 年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	1,044	887	1,050	6
個別貸倒引当金	10,723	8,308	7,377	△ 3,346
貸倒引当金合計	11,768	9,196	8,428	△ 3,340

貸出金償却

(単位：百万円)

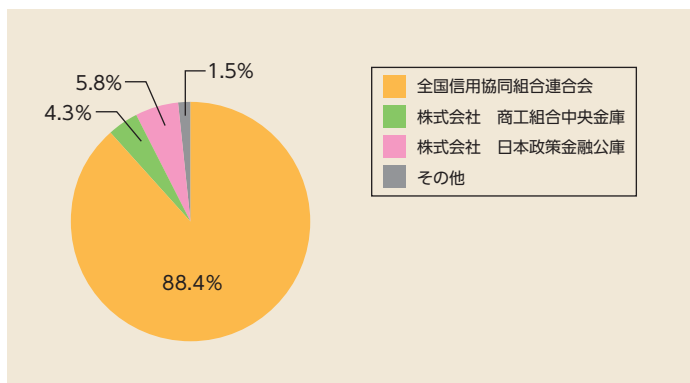
項 目	平成 25 年度	平成 26 年度
貸 出 金 償 却	1,926	3,552

代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度
全国信用協同組合連合会	664,949	544,224
株式会社 商工組合中央金庫	31,200	26,400
株式会社 日本政策金融公庫	36,949	35,450
住宅金融支援機構	—	—
年金資金運用基金	—	—
独立行政法人福祉医療機構	—	—
その他の	10,000	9,000
合 計	743,098	615,074

平成 26 年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分		平成 25 年度末		平成 26 年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込・代金取立	他の金融機関向け	67,885	100,612	62,489	117,123
	他の金融機関から	29,730	81,978	28,266	67,374

外国為替取扱高

該当ありません

外貨建資産残高

該当ありません

公共債引受額

該当ありません

公共債窓販実績

該当ありません

■主要な業務の内容

A. 預金事務

(イ) 預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金業務、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国送金、外貨預金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債等の引受け

(ニ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、株式会社 日本政策金融公庫、株式会社 商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(ホ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ヘ) 保護預り及び貸金庫業務

営業のご案内

預金業務

種 類	内 容 と 特 色	お預け入れ期間	お預け入れ金額
流動性預金	普通預金	いつでも出し入れができます。給与・年金・配当金の自動受取や、各種口座振替にご利用ください。	出し入れ自由 1 円以上
	無利息型普通預金 (決済用預金)	預金保険制度により全額が保護される無利息の普通預金です。	出し入れ自由 1 円以上
	総合口座	1 冊の通帳に普通預金・定期預金がセットされ、「貯める・支払う・借りる」などの機能を持った、便利な通帳です。	出し入れ自由 1 円以上
	当座預金	会社や商店の資金決済にご利用ください。	出し入れ自由 1 円以上
	通知預金	まとまったお金の短期運用に便利です。	7 日以上 10,000 円以上
	納税準備預金	各種税金のお支払い準備のために、ご利用ください。	入金 は 自由 出金 は 納税時 1 円以上
	貯蓄預金	基準残高以上であれば高利回りの預金です。	出し入れ自由 1 円以上
定期預金	期日指定定期預金	1 年複利で 1 年据置後、1 ヶ月前までに期日の指定によりお支払いができます。	据置期間 1 年以上 最長預入期間 3 年 1,000 円以上
	スーパー定期預金	金額・期間に応じ自分のプランにあった預け入れができます。	1 ヶ月以上 5 年以内 1,000 円以上 1,000 万円まで
	大口定期預金	まとまったお金を有利に運用できる商品です。	1 ヶ月以上 5 年以内 1,000 万円以上
	特別商品 「ベストパートナーⅡ」	お預け入れ期間により利率がステップアップする商品です。	1 年・3 年・5 年 10 万円以上 1,000 万円まで
	特別商品「いつでも満期」	いろんなニーズにお応えした新型定期預金 1 ヶ月据置後自由満期型預金です。	据置期間 1 ヶ月以上 最長預入期間 1 年 10 万円以上 1,000 万円まで
	特別商品 「子育て支援定期預金」	20 歳未満の扶養するお子様をお持ちの子育て世代の個人の方を応援させていただく商品です。	1 年 10 万円以上 1,000 万円まで
	特別商品「年金定期預金」	公的年金及び企業年金を継続的に受け取りの個人の方にお勧めの商品です。	1 年 10 万円以上 1,000 万円まで
定期積金	定期積金	将来の生活設計に合わせ、期間を定め毎月一定額を無理なく貯めていただく商品です。	6 ヶ月以上 5 年以内 月額 1,000 円以上
	特別商品「子育て支援積金」	20 歳未満の扶養するお子様をお持ちの子育て世代の個人の方を応援させていただく商品です。	1 年以上 5 年以内 月額 1 万円以上 1,000 円単位

融資業務

商 品 名	内 容 と 特 色	ご融資金額	ご融資期間
個人ローン	アセットローンⅡ	不動産購入および改装資金、他行肩代り資金にご利用ください。	5 億円以内 最長 30 年以内
	奨学ローン	受験、入学、在学中に係る必要な資金にご利用ください。他金融機関の教育資金に関するローンの借換にもご利用できます。	10 万円以上 500 万円以下 10 年以内
	カーライフローン	自動車、自動二輪の購入資金のほか、修理・車検費用・カー用品の購入、運転免許取得資金、他金融カーライフローンの借換資金にもご利用できます。	10 万円以上 500 万円以下 8 年以内
	リフォームローン	自宅の増改築、修繕、電化対応、エコ給湯対応、バリアフリー等にかかる資金。他金融機関のリフォーム資金の借換資金。但し、店舗改装等の事業性資金は除きます。	10 万円以上 500 万円以下 10 年以内
	フリーローン チョイス	自由な使い道で、ライフプランに合わせてご利用ください。但し、事業性資金は除きます。	10 万円以上 300 万円以下 7 年以内
	カードローン チェンジ	自由な使い道で、カード 1 枚でスピーディーにご利用できます。但し、事業性資金は除きます。	50 万円、100 万円 200 万円、300 万円 1 年の自動更新 (65 歳超の方は更新不可)

	融資の種類				内容と特色
事業所向け融資	一	般	融	資	運転資金、設備資金など用途に合わせてご利用いただけます。
		割	引	手 形	一般商業手形の割引により、運転資金等に資金が必要なとき。
		手	形	貸 付	仕入資金・買掛金決済・人件費支払いなど、短期に資金が必要なとき。
		証	書	貸 付	建物・機械設備・車両購入など、長期に亘って資金が必要なとき。
	代	理	貸 付	融 資	全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、住宅金融支援機構の代理貸付をご用意いたします。
	各	種	口	ー ン	目的に合わせてご利用いただけます。

手数料一覧

(平成 27 年 7 月 1 日現在)

*金額はすべて消費税を含みます。

【為替手数料】

手 数 料 種 類		消費税込手数料			
		当組合宛		他行宛	
振 込	窓 口	組合員	非組合員	組合員	非組合員
		108円	216円	324円	648円
代金取立 *1	5万円未満 (1件)	216円	432円	540円	864円
	5万円以上 (1件)	108円	216円	—	—
	当組合本支店宛 (1件)	108円	216円	—	—
	他行宛 普通扱 (集手・期近)	—	—	540円	648円
そ の 他 *2	至急扱 (個別取立1件)	—	—	756円	864円
	不渡手形返却料 (1通)	1,080円			
	取立手形組戻料 (1通)	1,080円			
	取立手形店頭提示料 (1件)	1,080円			
送金・振込の組戻料 (1件)		1,080円			

【預金関係手数料】

手 数 料 種 類		消費税込手数料
当座預金	小切手用紙 (1冊50枚綴)	1,080円
	約束手形用紙 (1冊50枚綴)	1,080円
	マル専手形用紙 (1枚)	432円
	マル専口座開設費用	1,080円
再 発 行	証書・キャッシュカード・通帳	各1,080円
	出資証券	540円
自己宛小切手発行 (1枚)		540円
残高証明書 (預金・貸付・出資金)・ 利息証明書発行 *3		648円
預金取引記録発行 *4		1,080円 *5

【個人情報開示に関する手数料】

手 数 料 種 類	消費税込手数料
残高等に関する事項 (1項目につき) *6	1,080円
取引履歴に関する事項 (1科目につき) *6	3,240円 *7

*1 代金取立手数料は、代金取立手形・割引手形・担保手形に限定させていただきます。ただし、振出日が到来していない小切手 (先日付小切手) をお預かりする場合は、標記の手数料をいただきます。

*2 送金小切手による送金手数料は、至急扱い1件864円・普通扱い1件648円いただきます。

*3 お客さま指定の様式にて発行する場合は各1,080円となります。又郵送による場合は、実費をいただきます。

*4 郵送による場合は別途648円をいただきます。

*5 期間が5年を超える場合は3,240円となります。

*6 郵送により開示内容をお送りする場合は別途648円いただきます。

*7 期間が5年を超える場合は1か月につき432円追加となります。

【窓口両替手数料】

手 数 料 種 類	取扱枚数 (紙幣+硬貨)	消費税込手数料
両 替 (金指指定支払を含む)	1枚～50枚	無 料
	51枚～1,000枚	324円
	1,001枚～2,000枚	648円
	2,001枚以上	972円 *8

*8 3,001枚を超えると1,000枚毎に324円追加となります。

【融資関係手数料】

手 数 料 種 類		消費税込手数料
融資事務手数料 (融資開始時)	預金担保融資	1,080円
	預金担保以外の融資	5,400円
	代理貸	3,240円
不動産担保 設定手数料	①新規設定	
	・設定額 1億円未満	16,200円
	・設定額 1億円以上	32,400円
	②設定変更 (1件)	10,800円
貸付条件変更手数料	③未実行	実 費
	預金担保	540円
	その他	2,700円
繰上償還手数料	一部繰上償還 (1回)	2,700円
	全部繰上償還 (1件)	5,400円
公正証書作成費用		実 費
登記設定費用		実 費
融資証明書発行		5,400円
証書貸付ご返済予定表再発行		540円
しんくみローン	実行手数料	1,080円
	一部繰上げ返済	1,080円
	全額繰上返済	2,160円
	印紙代	実 費

【夜間金庫の利用手数料】

手 数 料 の 種 類			消費税込手数料
夜間金庫	利用基本料金	月額	4,320円
	バック利用料	1個	6,480円
	バック一時利用料	1個	6,480円
	バック再交付利用料	1個	6,480円

【その他の利用手数料】

手 数 料 の 種 類		消費税込手数料
給与振込	当組合宛 (1件)	108円
	他 行 宛 (1件)	216円
国債保護預り	年 間	1,296円
外国為替送金手数料	全国信用協同組合連合会の外国為替代理店業務として外国送金の取り次ぎを致します。なお、送金手数料等については窓口担当者にお問い合わせください。	

〈ATM ご利用時間と手数料〉

セブン銀行

取扱内容		利用時間	手数料
支 払 金	平 日	0:00 - 8:45	108円
		8:45 - 18:00	無 料
		18:00 - 24:00	108円
	土 曜	0:00 - 9:00	108円
		9:00 - 14:00	無 料
		14:00 - 24:00	108円
残高照会	日曜・祝日	0:00 - 24:00	108円
	平 日 土 曜 日曜・祝日	0:00 - 24:00	無 料

ゆうちょ銀行

取扱内容		利用時間	手数料	
支 払	平 日	0:05 - 8:45	216円	
		8:45 - 18:00	108円	
		18:00 - 23:55	216円	
	土 曜	0:05 - 9:00	216円	
		9:00 - 14:00	108円	
		14:00 - 23:55	216円	
入 金	日曜・祝日 12/31	0:05 - 21:00	216円	
	1/1 - 1/3	7:00 - 21:00	216円	
	平 日	7:00 - 8:45	216円	
		8:45 - 18:00	108円	
		18:00 - 21:00	216円	
	土 曜	9:00 - 14:00	108円	
14:00 - 17:00		216円		
日曜・祝日 12/31		9:00 - 17:00	216円	
残高照会	1/1 - 1/3	9:00 - 17:00	216円	
	平 日	0:05 - 23:55	無 料	
		土 曜		0:05 - 23:55
		日曜・祝日 12/31		0:05 - 21:00
	1/1 - 1/3	7:00 - 21:00		

VIEW ALTTE (ビューアルッテ)

取扱内容		利用時間	手数料
支 払	平 日	0:00 - 8:45	216円
		8:45 - 18:00	108円
		18:00 - 24:00	216円
	土 曜	0:00 - 9:00	216円
		9:00 - 14:00	108円
		14:00 - 24:00	216円
残高照会	日曜・祝日	0:00 - 24:00	216円
	平 日 土 曜 日曜・祝日	0:00 - 24:00	無 料

その他提携金融機関

取扱内容		利用時間	手数料
支 払 (入 金)	平 日	8:45 - 18:00	108円
		18:00 - 21:00	216円
	土 曜	9:00 - 14:00	108円
		14:00 - 17:00	216円
残高照会	日曜・祝日	9:00 - 17:00	216円
	平 日 土 曜 日曜・祝日	8:45 - 21:00	無 料
		9:00 - 17:00	

注意事項：

・次の時間帯の取扱はできません。

1. 毎日0:00～0:01、4:00～4:10

2. 毎月第2・4日曜日の0:00～7:00

3. 毎月第1・3金曜日の23:50～土曜日の0:10

※金曜日が祝日の場合は、木曜日から金曜日の同時間とします。

4. 前記3. に続く日曜日の23:50～月曜日の0:10

※月曜日が祝日または振替休日の場合は、月曜日から火曜日の同時間とします。

・しんくみお得な提携信用組合において指定サービス時間内 (平日8:45-18:00 土曜9:00-14:00) の利用手数料が無料でお支払ができます。

・相互入金提携金融機関において上記の利用手数料にて ATM のご入金ができます。

ディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。

「*」印は協金法施行規則で規定されております法定開示項目であり、「◎」印は金融再生法に定められた法定開示項目です。

■ごあいさつ	2	【経営管理体制に関する事項】	
【概況・組織】		53. リスク管理体制 *	27
1. 経営方針	5	54. 法令等遵守態勢 *	28
2. 事業の組織 *	5	55. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	29
3. 役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名） *	25	56. 当組合と地域社会	21
4. 店舗一覧（事務所の名称・所在地） *	7	【財産の状況】	
5. 自動機器設置状況	7	57. 貸借対照表 *	34
6. 営業地区一覧	7	58. 損益計算書 *	37
7. 組合員数	1	59. 剰余金処分計算書 *	38
8. 子会社の状況	該当事項なし	60. リスク管理債権及び同債権に対する保全額	11
【主要事業内容】		61. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ◎	12
9. 主要な事業の内容 *	43	62. 自己資本の充実の状況（自己資本比率明細） *	13
【業務に関する事項】		63. 有価証券、金銭の信託等の評価 *	40
10. 事業の概況 *	9	64. 外貨建資産残高	取扱いなし
11. 経常収益 *	9	65. オフバランス取引の状況	取扱いなし
12. 業務純益	41	66. 先物取引の時価情報	取扱いなし
13. 経常利益（損失） *	9	67. オプション取引の時価情報	取扱いなし
14. 当期純利益（損失） *	9	68. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額） *	42
15. 出資総額、出資総口数 *	9	69. 貸出金償却の額 *	42
16. 純資産額 *	9	70. 会計監査人による監査 *	39
17. 総資産額 *	9	【バーゼルⅡ第3の柱の開示項目】	
18. 預金積金残高 *	9	定性的な開示事項	
19. 貸出金残高 *	9	71. 自己資本調達手段の概要 *	14
20. 有価証券残高 *	9	72. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 *	14
21. 単体自己資本比率 *	9	73. 貸倒引当金の計上基準 *	19
22. 出資配当金 *	9	74. リスク・ウエイトの判定に使用する 適格格付け機関等の名称 *	19
23. 職員数 *	9	75. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び 手続きの概要 *	19
【主要業務に関する指標】		76. リスク管理の方針及び手続きの概要 *	19
24. 業務粗利益及び業務粗利益率 *	41	77. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する 手法の名称 *	19
25. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 *	41	78. 出資その他これに類するエクスポージャー又は 株式等エクスポージャーに関するリスク管理の 方針及び手続きの概要に関する事項 *	19
26. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、 利回り、資金利鞘 *	40	定量的な開示事項	
27. 受取利息、支払利息の増減 *	41	79. 自己資本の充実度に関する事項 *	13
28. 役務取引の状況	41	80. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な 種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別） *	15
29. その他業務収益の内訳	41	81. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高 及び期中の増減額 *	16
30. 経費の内訳	41	82. 業種別の貸出金償却の残高等 *	16
31. 総資産経常利益率 *	40	83. リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 *	17
32. 総資産当期純利益率 *	40	84. 信用リスクの削減手法が適用されたエクスポージャー *	17
【預金に関する指標】		85. 貸借対照表計上額及び時価 *	16
33. 預金種目別平均残高 *	41	86. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 *	16
34. 預金者別預金残高	41	87. 貸借対照表で確認され、かつ、損益計算書で 認識されていない評価損益の額 *	38
35. 定期預金種類別残高	41	88. 貸借対照表及び損益計算書で 認識されない評価損益の額 *	38
36. 財形貯蓄残高	取扱いなし	89. 金利リスクに関する事項 *	18
37. 職員1人当り預金残高	40	【その他業務】	
38. 1店舗当り預金残高	40	90. 内国為替取扱実績	43
【貸出金等に関する指標】		91. 外国為替取扱実績	取扱いなし
39. 貸出金種類別平均残高 *	42	92. 公共債窓販実績	取扱いなし
40. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	42	93. 公共債引受額	取扱いなし
41. 貸出金金利区分別残高 *	42	94. 手数料一覧	45
42. 貸出金使途別残高 *	42	【その他】	
43. 貸出金業種別残高・構成比 *	42	95. 沿革・歩み	6
44. 預貸率（期末・期中平均） *	41	96. 横浜中央会について	20
45. 消費者ローン・住宅ローン残高	42	97. 総代会等に関する情報開示	23
46. 代理貸付残高の内訳	43	98. 報酬体系について	26
47. 職員1人当りの貸出金残高	40	99. 主要な商品・各種サービスのご案内	44
48. 1店舗当り貸出金残高	40		
【有価証券に関する指標】			
49. 商品有価証券の種類別平均残高 *	取扱いなし		
50. 有価証券の種類別平均残高 *	42		
51. 有価証券種類別残存期間別残高 *	42		
52. 預証率（期末・期中平均） *	41		



横浜中央信用組合

〒231-0048 神奈川県横浜市中区蓬莱町2丁目3番地
TEL : 045-251-6921(代表) FAX : 045-252-6718